資料１
Ｒ6.12.18

第3期
みさき子どもとおとなも輝くプラン

（第４次）岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子２１
岬町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

岬　町

目次

第1章　計画の概要 1
1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の対象と位置づけ 1
3. 計画の期間 2
4. 計画の策定体制 2
5. SDGsの推進 3
第2章　子どもと家庭を取り巻く状況 4
1. 統計データにみる現状 4
2. アンケート調査にみる現状 20
3. 法・制度の主な動向 30
4. 第2期計画の総括 32
第3章　計画の基本的な考え方 37
1. 基本理念 37
2. 基本的視点 38
3. 基本目標 39
第4章　次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21 40
1. 施策体系 40
2. 施策の展開 41
基本目標1　子育てをしているすべての家庭への支援 41
基本目標2　子どもの権利擁護の推進 45
基本目標3　子どもが健やかに育ち活動するまちづくり 49
基本目標4　親と子どもの健康づくりの推進 53
第5章　子ども・子育て支援事業計画 57
1. 教育・保育提供区域の設定 57
2. 児童数の推計 57
3. 幼児期の学校教育・保育 58
4. 地域子ども・子育て支援事業 61

第1章　計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では少子高齢化の進展とともに核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通して家庭で子育てを学ぶ機会が少なくなり、地域における近隣とのつながりや、地域社会の子育て機能が低下してきています。そこに、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大（以下、「コロナ禍」という。）により、地域社会のつながりの希薄化に拍車がかかっています。

これまで、国は、こどもが健やかに生まれ育成できる環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」（平成17年度施行）、保育所・幼稚園等や地域子ども・子育て支援事業の充実のための「子ども・子育て支援法」（平成27年度施行）などの法律を整備し、子どもと子育て家庭を社会として支援するための多様な政策に取り組んできました。その一方で、全国的に児童虐待相談や不登校の件数が増加の一途をたどるなど、こどもを取り巻く状況は年々深刻さを増しています。

本町では、平成27年度に「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」、「母子保健計画」が一体化した「みさき子どもとおとなも輝くプラン」を、令和2年度に「第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

第2期計画が令和6年度末で終了することから、近年の社会情勢や法・制度の動向を受け、地域における子どもと子育て家庭を地域全体で支援する「第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の対象と位置づけ

「岬町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村計画として策定するもので、本町内における潜在ニーズも含めた幼児期における学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要量を見込み、その確保のための方策を記す計画です。保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を行います。

「岬町次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」に位置づけられ、おおむね 18 歳までの子どもとその子育て家庭等に対するさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとします。

「みさき健やか親子 21」は、母子保健の国民運動計画「健やか親子 21」を本町において計画的に取り組むための計画です。

また、本計画は、大阪府が策定する「大阪府子ども計画」をはじめ、「岬町総合計画」及び「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、「岬町障害者基本計画・岬町障害者福祉計画・岬町障害児福祉計画」、「岬町健康増進計画及び食育推進計画」、「岬町男女共同参画プラン」など本町における他の計画との整合性を図るものとします。

本計画を構成する3計画の関係

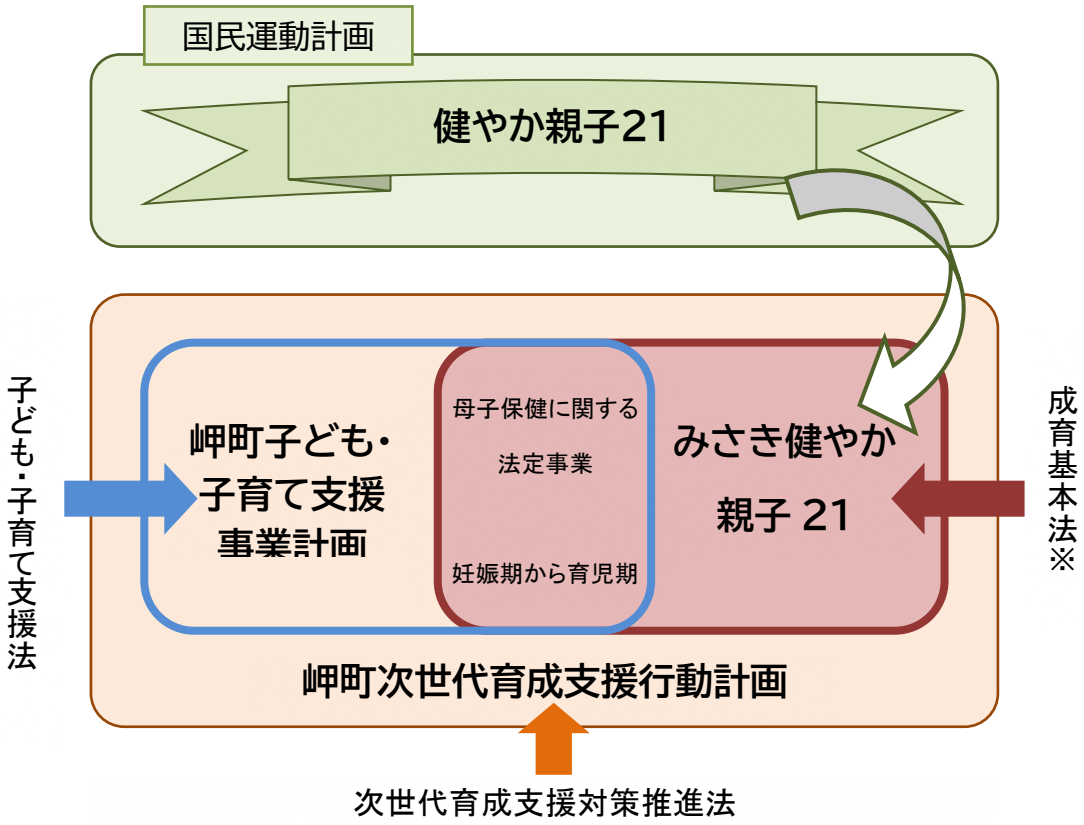

※ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

3. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、法・制度の動向や利用量の大きな変動などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかわる当事者並びに地域住民の意見を計画に反映していくため、PTA 代表、子育て支援機関、教育関係者などからなる「岬町子ども・子育て会議」を設置し検討しました。

また、当事者の声を反映するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

5. SDGsの推進

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって令和12年（2030年）までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで、達成する仕組みとなっています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、わが国としても積極的に取り組むこととしています。

本町においても、少子高齢化の進展による人口減少やそれに伴う経済規模の縮小など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり人々が安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを推進し、暮らしの基盤の維持を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、本計画においてはSDGsを福祉的側面から推進するものとします。

SDGsの17目標

第2章　子どもと家庭を取り巻く状況

1. 統計データにみる現状

(1)人口・世帯

①総人口及び年齢3区分別人口

本町の総人口は、令和2年に 14,741 人となっており、長期的な減少傾向にあります。

年齢3区分別で見ると、令和2年に15歳未満の年少人口は 1,173 人、年少人口比率は 8.0%となっています。一方、65歳以上人口は 5,966 人、高齢化率は 40.5%となっており、少子高齢化が進行しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

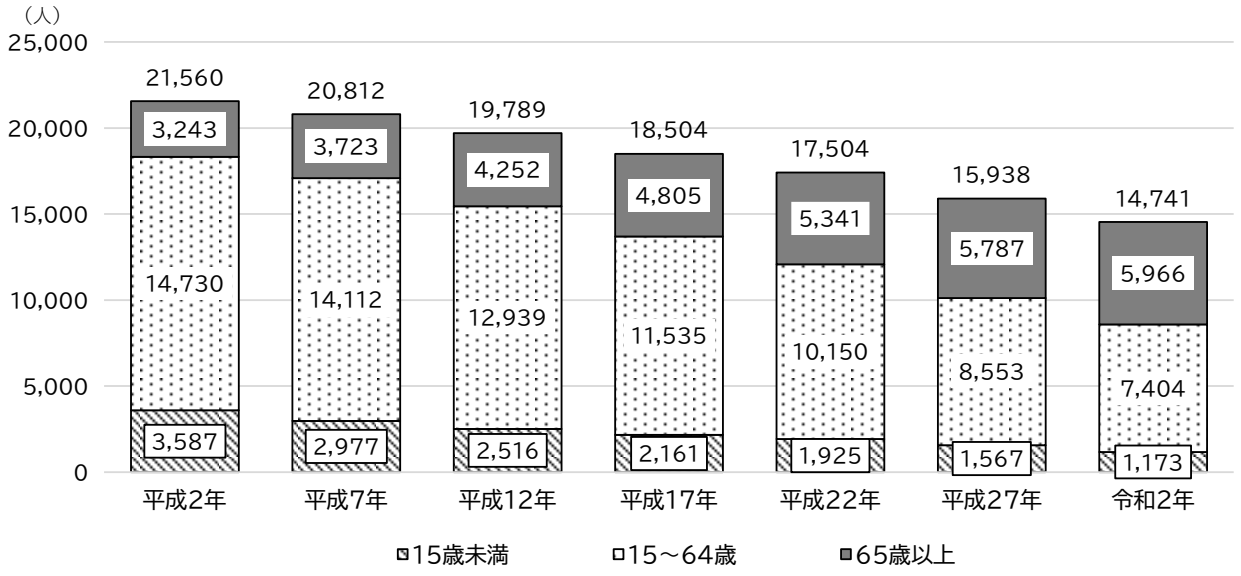

出典：国勢調査（各年 10 月1日）

②18 歳未満人口

本町の18歳未満人口は、令和6年に就学前児童344人、小学生児童494人となっており、就学前児童数・小学生児童数ともに減少傾向にあります。

就学前及び小学生（0～11 歳）人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	36	60	62	50	43
1 歳	52	43	63	62	56
2 歳	75	53	48	65	63
3 歳	77	74	58	52	68
4 歳	72	77	76	59	51
5 歳	86	74	75	78	63
就学前児童数　計	398	381	382	366	344
6 歳	83	87	79	77	77
7 歳	77	83	87	81	80
8 歳	100	80	82	88	82
9 歳	89	98	80	86	87
10 歳	93	95	99	81	88
11 歳	106	93	96	99	80
小学生児童数　計	548	536	523	512	494
12歳	107	103	90	93	100
13歳	117	109	104	93	95
14歳	109	117	109	104	92
中学生児童数　計	333	329	303	290	287
15歳	141	106	113	106	104
16歳	131	142	104	117	107
17歳	147	132	140	104	116
高校生世代児童数　計	419	380	357	327	327
合計	1,698	1,626	1,565	1,495	1,452

出典：住民基本台帳人口（各年3月末日）

（2）出生数

本町の出生数は年によって増減があり、令和5年には53人となっています。

出生数の推移

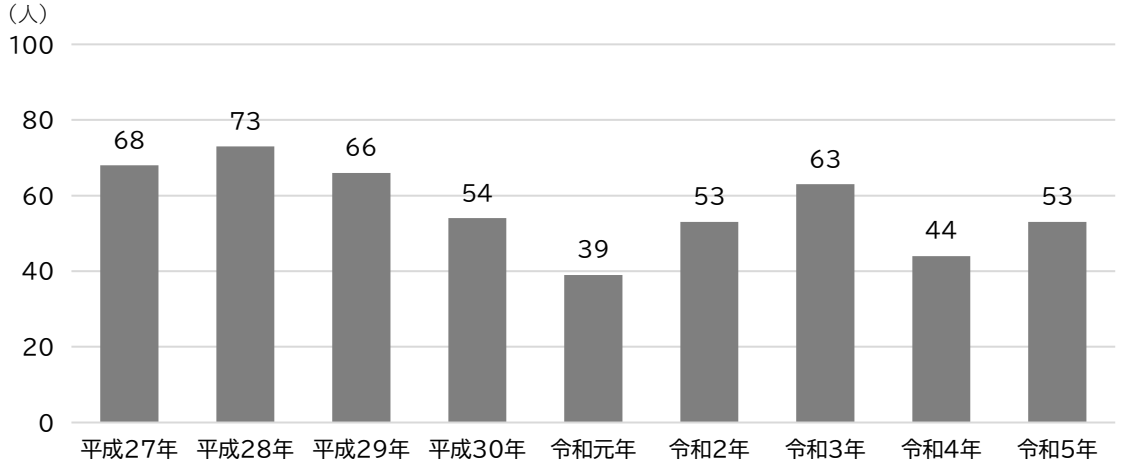

出典：人口動態統計

（3）就業状況

①女性の就業率

本町の女性の就業率を平成22年と令和2年で比較すると、20歳代の就業率は低下しています。全体的に、大阪府よりも就業率が高く、全国よりも就業率が低くなっています。

女性の就業率の推移

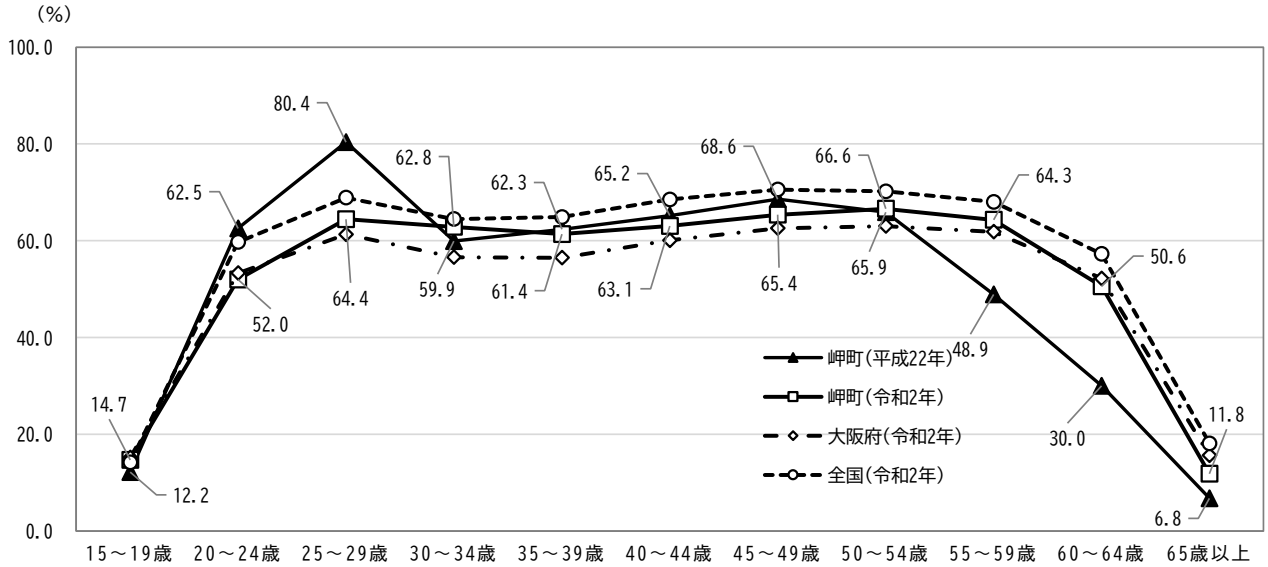

出典：国勢調査（各年 10 月1日）

②夫婦の就業状況

18歳未満の子どもと夫婦のいる世帯のうち、共働き世帯と専業主婦世帯の数をみると、いずれも減少傾向にありますが、特に専業主婦世帯に顕著な減少傾向がみられます。

共働き世帯と専業主婦世帯の推移

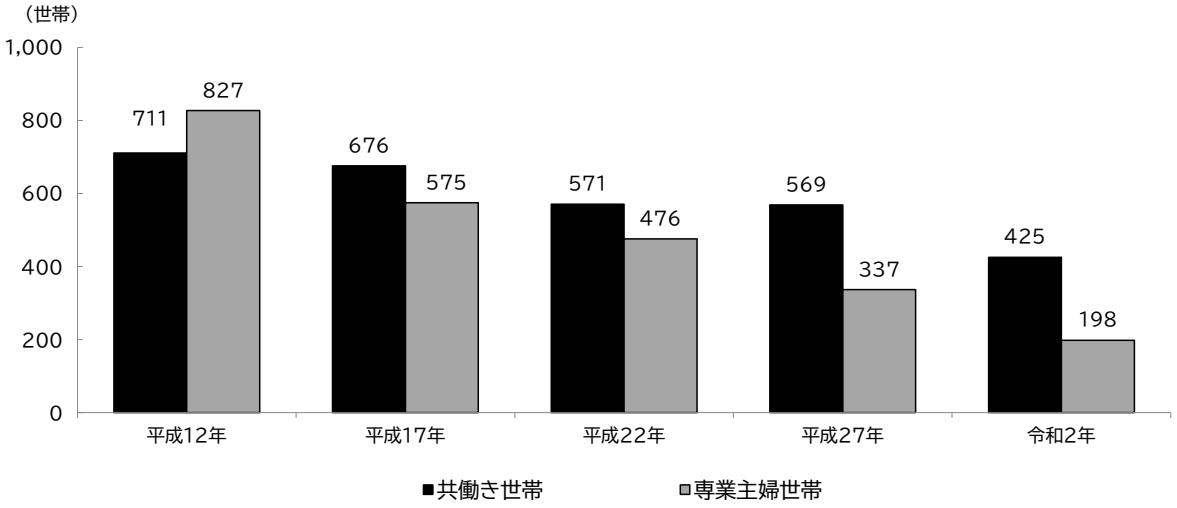

出典：国勢調査（各年 10 月1日）

※ひとり親世帯、夫が非就業の世帯は含まない。

（4）子育て支援施策の状況

①幼児教育・保育の状況

ｉ）保育（保育所・認定こども園）の利用状況

本町では子どもの人口は減少傾向にありますが、近年、保育（2・3 号認定）の入所は 220 人前後で、大きな減少もなく推移しています。令和5年度の入所者数は保育所3か所及び認定こども園、町外施設の受入れを合わせて215人、入所率は 87.4％となっています。

また、本町では乳児の保育にも積極的に取り組んでいます。町立3保育所すべてで、生後57日から受け入れられるよう乳児保育の充実に努め、保護者の働き方の変化に合わせた子育て支援に力を入れています。

保育（2・3号認定）の利用状況

単位：人

施設名	認可定員	入所児童数（町外利用含）			
		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計
保育所	310	22	70	107	199
認定こども園	20	0	0	16	16
計	330	22	70	123	215

資料：子育て支援課（令和5年4月1日現在）

保育事業の推移

単位：箇所、人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所及び認定こども園数		4	4	4	4
認可定員数		330	330	330	330
入所者数（町外利用含）		220	225	218	215
	入所率	66.7%	68.2%	66.1%	65.2%
地域活動事業*	実施箇所数	4	4	4	4

資料：子育て支援課（各年４月１日現在）

地域活動事業

保育所は、地域に開かれた社会資源として、その機能を地域住民のために積極的に活用することが求められており、障がい児保育、園庭開放、子育て相談等、さまざまな地域活動事業が行われています。

ⅱ)保育所における子育て支援関連事業の実施状況

家庭訪問*[1]は、コロナ禍の影響で令和2年度から令和4年度にかけて、実施回数が減少しています。園庭遊び*[2]の参加人数は年によってばらつきがみられますが、毎年一定の利用をされています。家庭支援事業*[3]は、特に淡輪保育所で実施世帯・件数の増加がみられます。

保育所の子育て支援関連事業の実施状況

単位：回、人、世帯、件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
淡輪保育所	家庭訪問		101	22	20	21	116
	園庭遊び（回数）		10	10	10	10	10
	園庭遊び参加人数		15	16	26	32	16
	ほのぼのクラブ*[4]（回数）		4	4	4	4	4
	家庭支援事業	世帯	23	23	29	34	45
		件数	31	33	42	49	61
深日保育所	家庭訪問		48	33	30	48	36
	園庭遊び（回数）		10	10	6	10	10
	園庭遊び参加人数		5	10	3	3	3
	ほのぼのクラブ（回数）		2	4	4	4	4
	家庭支援事業	世帯	11	12	9	8	4
		件数	10	14	13	10	8
多奈川保育所	家庭訪問		20	0	0	5	24
	園庭遊び（回数）		10	3	7	10	10
	園庭遊び参加人数		1	1	2	1	5
	ほのぼのクラブ（回数）		3	0	1	4	4
	家庭支援事業	世帯	6	15	14	8	6
		件数	17	22	18	14	10

資料：子育て支援課

＊1　家庭訪問

保育所に入所している児童の家庭を、年1回保育士が訪問します。

＊2　園庭遊び

保育所の園庭を開放して、未入所児と保護者の遊び場、交流の場を提供します。（毎月第2木曜日）

＊3　家庭支援事業

ひとり親や子育て不安など配慮を要する入所児童及びその家庭に対する家庭訪問や育児支援等を行うことにより、地域における保育所機能の一層の地域展開を図る事業です。

＊4　ほのぼのクラブ

親子の交流や仲間づくりの場として、月1回保育士が入って親子遊びを実施しています。

ⅲ）幼児教育（幼稚園・認定こども園）の利用状況

本町の幼児教育利用児童数は減少傾向にあり、令和5年度には公立・私立を合わせて83人となっています。預かり保育は 3 園すべてで実施していますが、令和4年度に利用が減少しており、令和5年度には 2,118 人となっています。

幼児教育の利用状況

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可定員数	370	370	370	370
入所児童数（町外利用含）	141	100	118	83
入所率	38.1%	27.0%	31.9%	22.4%
預かり保育利用児童数（年間延べ利用人数）	3,204	3,216	2,390	2,118

資料：子育て支援課（各年 5 月1日現在）

預かり保育

【淡輪幼稚園】 月曜日～金曜日　17 時 30 分まで
（夏休み・冬休み・春休み期間中は、8時 30 分～17 時 30 分まで実施）

【海星幼稚園】 月曜日～金曜日　17 時 30 分まで
（夏休みは7月末から8月末の22日間、春休みは3月に6日間、8時 30 分～17時 30 分まで実施）

【教円幼稚園】 月曜日～金曜日　17 時 30 分まで
（夏休み・冬休み・春休み期間中は、8時～17 時まで実施）

②母子保健サービスの実施状況

乳幼児期における心身の成長発達の状態を確認し、保護者の相談に対応した支援の場として、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の各健診を保健センターで行っています。いずれも受診率は高く、おおむね 90%以上で推移していますが、令和元年度の 1 歳 6 か月児健診のみ 71.2%となっています。

乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率は 90%以上で推移しています。2歳児歯科健診の受診率は高く、おおむね 90%を超えていますが、令和元年度のみ 69.3%となっています。

乳幼児健康診査の状況

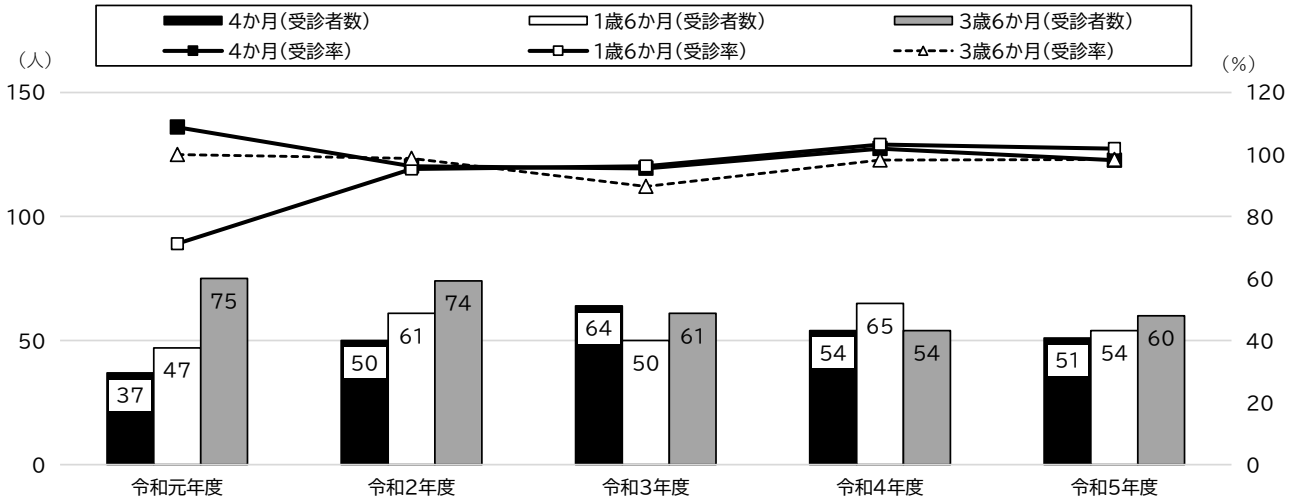

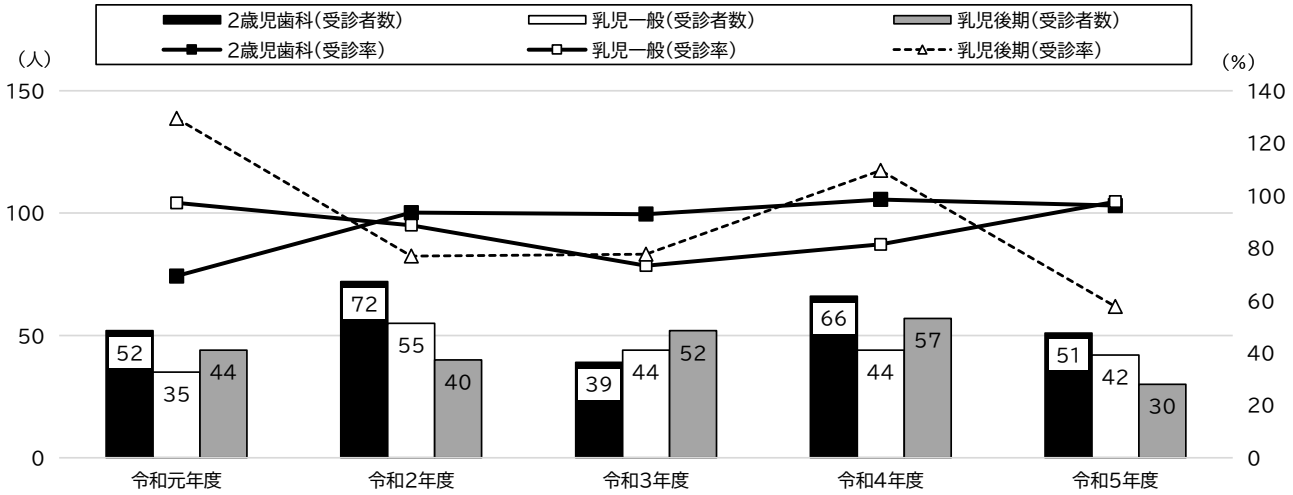

資料：岬町立保健センター
※前年度分受診を含むため、100%を超える年度もあります。

妊婦健康診査は受診券を交付し、健診費用の助成を行っています。歯科保健事業として、フッ素塗布を実施しています。いずれも、年度により利用の増減はありますが、少子化の影響による目立った減少はみられません。

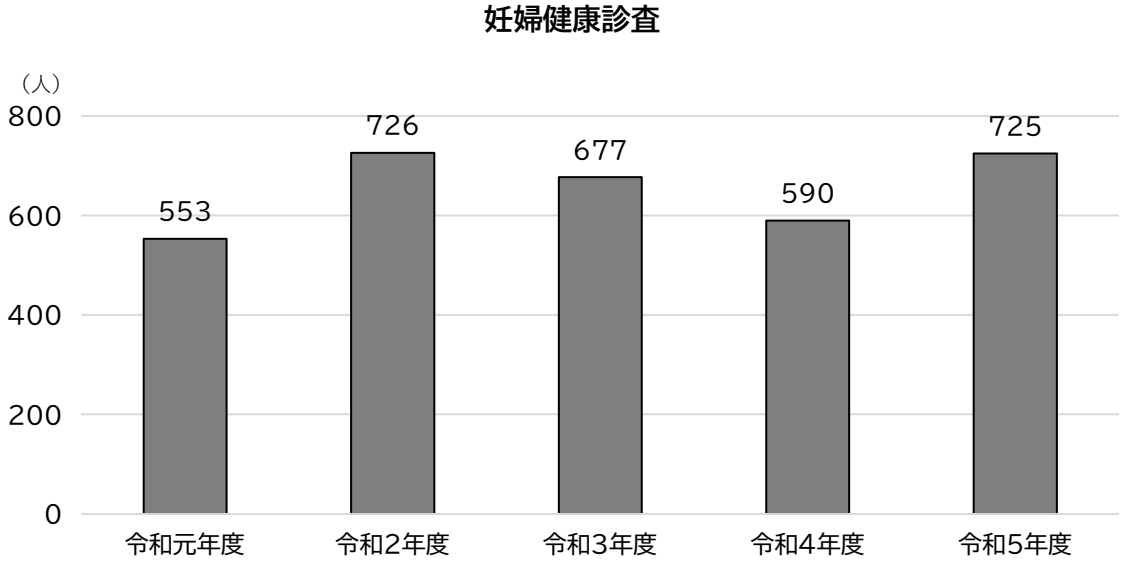

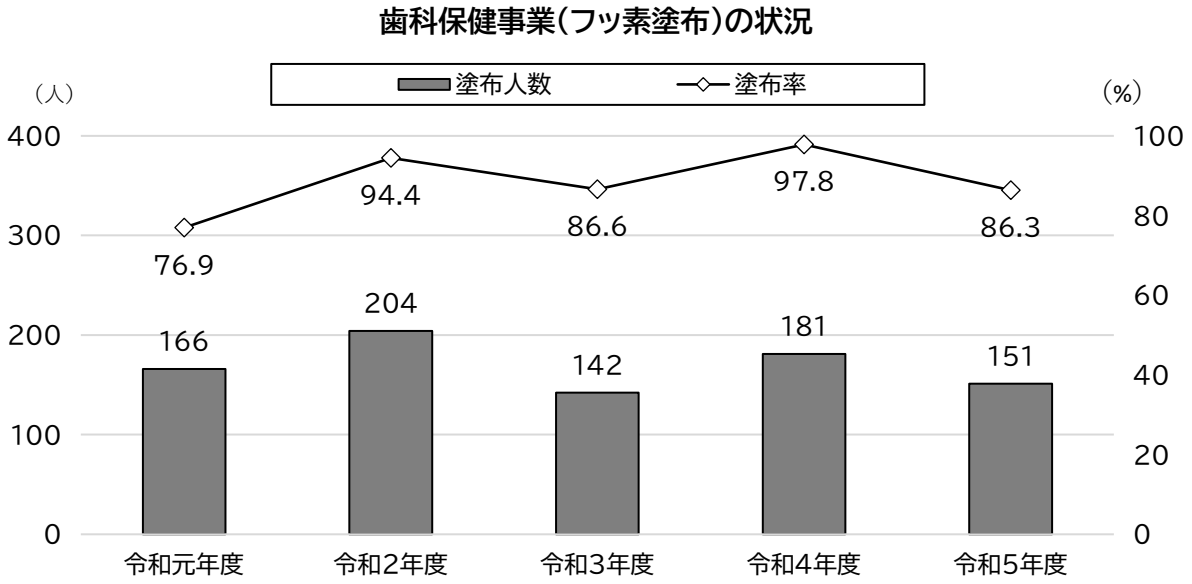

資料：岬町立保健センター

家庭訪問については、こんにちは赤ちゃん訪問及び妊産婦訪問を実施しており、全家庭を対象に訪問・相談支援を実施します。子どもや妊産婦の数の影響があるため、令和2年度以降減少傾向がみられます。

子育て教室については、令和5年度に特に幼児教室の利用の増加がみられます。

家庭訪問の利用状況

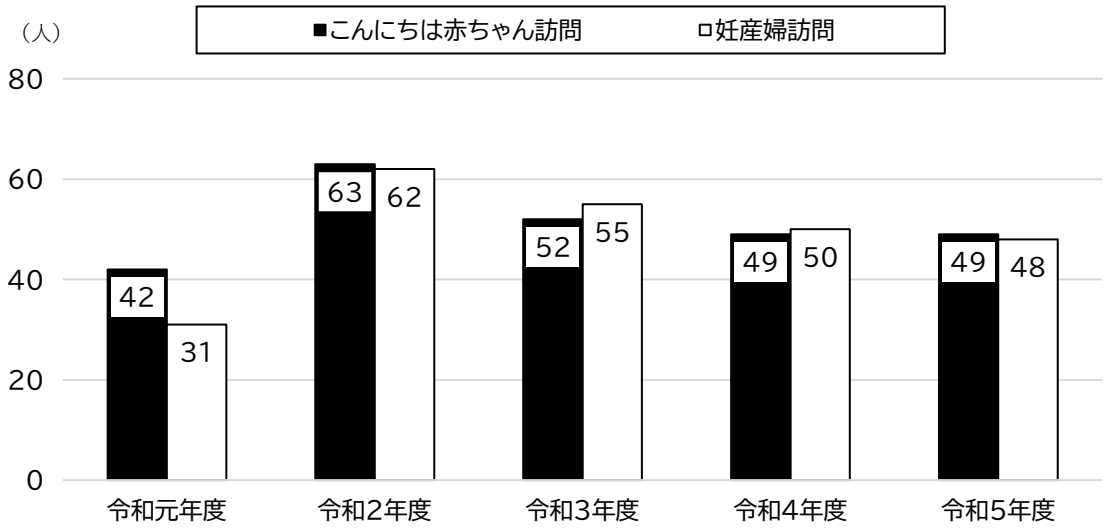

子育て教室の参加状況

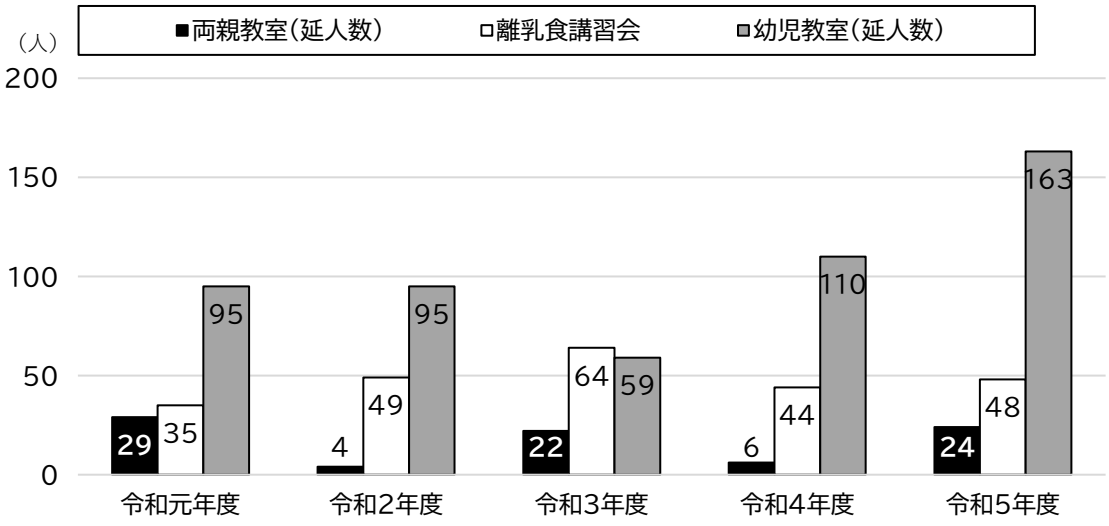

資料：岬町立保健センター

相談については、乳幼児相談がコロナ禍で令和2年度に減少しましたが、心理相談・乳幼児相談とも近年増加傾向にあります。

母子保健手帳交付数は、令和5年度には41となっています。

相談の状況

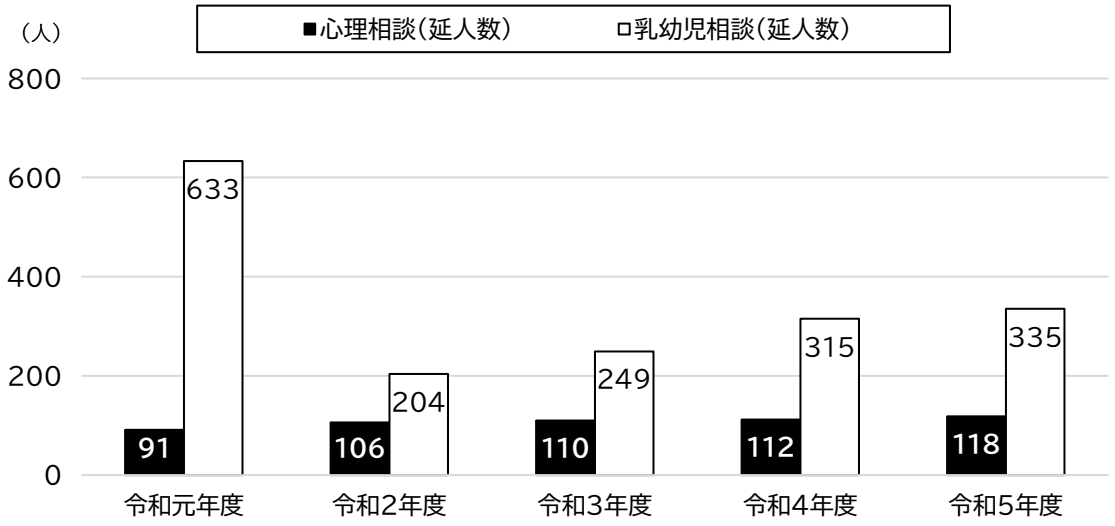

母子健康手帳交付数の状況

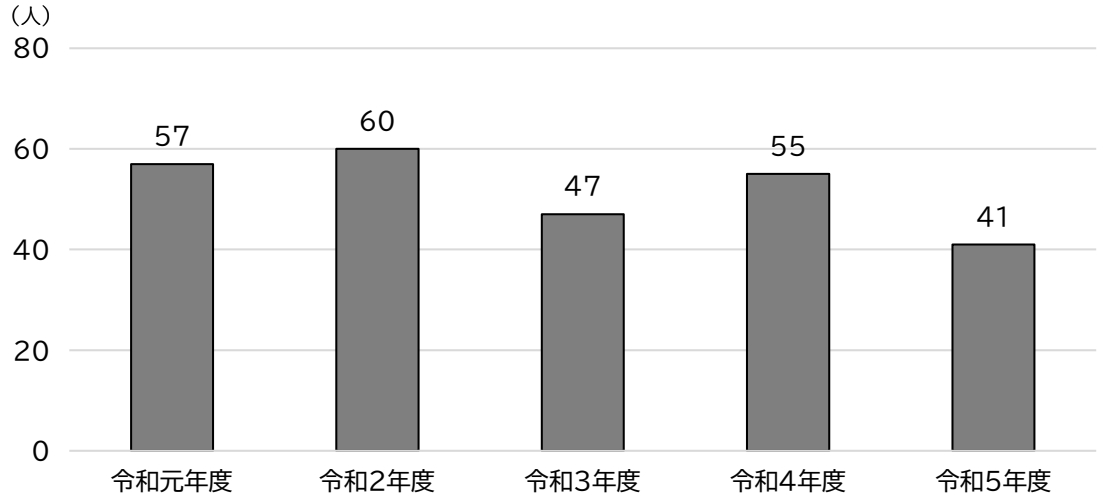

資料：岬町立保健センター

③小・中学校の状況

ｉ)児童生徒数の推移

本町には、小学校が3校、中学校が1校あります。小学校・中学校生徒いずれも減少傾向にあります。

小学校児童数の推移

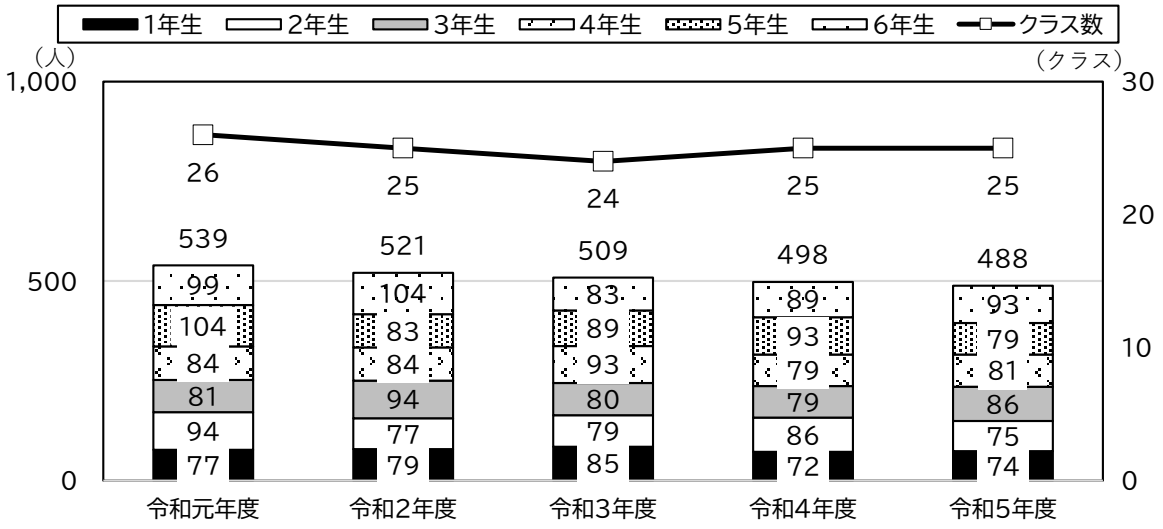

中学校生徒数の推移

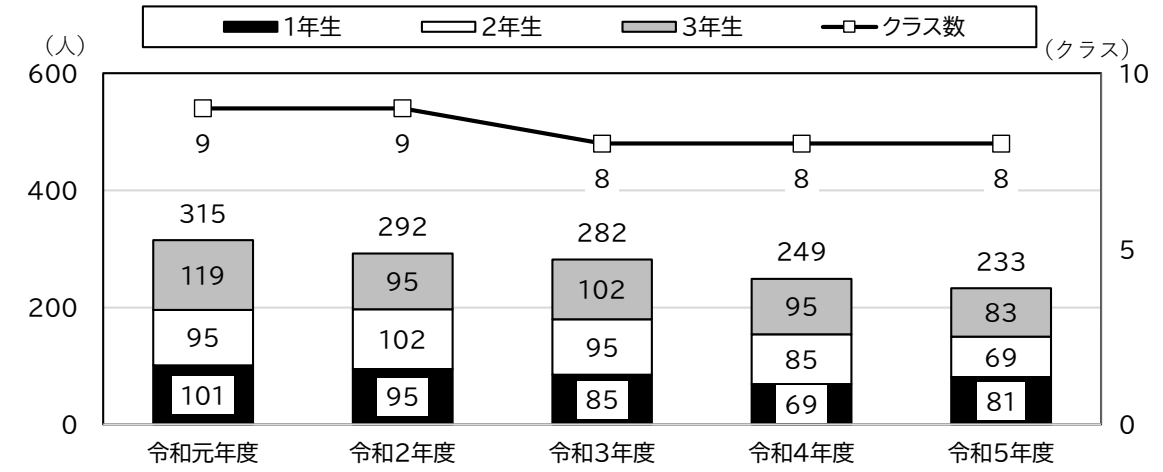

資料：学校基本調査

ⅱ)学童保育の状況

2か所(淡輪学童・深日学童)で実施しています。在籍者数が増加傾向にあり、需要が年々高まっていると考えられます。

学童保育の状況

単位:箇所、人、日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	2	2	2	2
定員数	120	120	120	120
在籍者数	154	158	179	194

資料:子育て支援課

④相談の状況

貝塚子ども家庭センター(旧岸和田子ども家庭センター)における相談の受付状況をみると、本町住民の件数は、令和2年度以降コロナ禍の影響で相談件数が減少傾向にありましたが、令和5年度に増加に転じています。

貝塚子ども家庭センターにおける相談の状況

単位:件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	保護者の家で、離婚、入院、死亡等による家庭での養育が困難な子ども、あるいは被児童虐待児童等養護に欠ける子どもに関する相談	56	28	32	27	46
保健相談	病弱児、小児喘息、その他疾患等を有する子どもに関する相談	0	0	0	0	0
障がい相談	肢体不自由、視覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談	19	18	15	16	12
非行相談	ぐ犯行為、触法行為に関する相談	0	1	1	1	1
育成相談	性格行動、不登校、進学・就職等の進路、しつけ等に関する相談	0	1	1	1	1
その他の相談	以上の各項に該当しない相談	0	4	1	0	0
合 計		75	52	50	45	60

資料:貝塚子ども家庭センター

⑤いじめ・不登校の状況

いじめ認知件数、不登校児童生徒数ともに、年度によって増減しています。

いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移

単位：件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめ認知件数	小学校	8	13	8	7	10
	中学校	2	0	0	2	2
不登校児童生徒数	小学校	3	8	4	8	13
	中学校	8	5	2	15	9

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

（5）岬町子育て支援センターの活動状況

①子育て支援センター事業の内容

ⅰ）事業の概要

子育て支援センターは、地域の親子が気軽に出入りでき、交流や仲間づくり、相談ができる子育て支援の拠点です。「みどりっこ」の愛称で親しまれ、地域に根づいた子育て支援施設として認知されています。

利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月当たり利用回数（延人数）	218	271	362	341

資料：岬町子育て支援センター

ⅱ）業務時間

月曜日から金曜日：午前9時～午後4時30分

土曜日：月1回 午前10時～12時

※祝日・年末年始を除く

ⅲ）事業内容

【みどりっこ広場】【ファミリー広場】

業務時間内は、いつでも自由に出入りできる親子で遊べる場として保育室2室と遊戯室を開放し、飲食可能な部屋も 1 室設けています。

親子で気軽に集い、ふれあう場を提供することで、子育て中の親同士の情報交換や親子の交流を通して、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。

■みどりっこ広場／月曜日～金曜日　午前 9 時～午後4時 30 分（保育士3名常駐）

■ファミリー広場／第4土曜日　午前 10 時～12 時

【つどいの広場「あそぼっと」】

地域の子育てグループ「岬子育てネットワーク」によるつどいの広場「あそぼっと」を開催して、協働で子育てを応援しています。みんなが集えるフリースペースで、子育ての先輩でもあるネットワークスタッフが常駐しています。

■毎週木曜日　午前 10 時 30 分～12 時（祝日は休み、お盆・年末年始休みあり）

【育児相談】

電話・面接での育児相談を受け付けています。育児不安・母親の孤立化等、保健センター等の関係機関との連携、内容によっては専門機関につなぎ、必要に応じて家庭訪問を行うなど、親の気持ちに寄り添いながら育児の支援・援助をしています。

【みどりっこ講座】等

専門講師による親子で楽しむ講座として、「親子で楽しむおはなし会」「ベビーマッサージ」「リズムで遊ぼう」「英語で遊ぼう」を実施しています。特に「ベビーマッサージ」は人気の講座で、この講座受講をきっかけに“支援センターデビュー”をする親子が多くなっています。

「ぴよぴよ教室」「幼児教室・なかよし」では、子育て支援センターの保育士による製作・絵本読み聞かせ・触れ合い遊び等を親子で楽しむことのできる遊びの紹介を行っています。

【リフレッシュ講座】

母親が子どもと離れてリフレッシュする時間を持っていただきます。専門講師による「ヨガ教室」「PPテープ・クラフトテープ教室」を行っています。（要予約、1歳以上無料保育あり）

【出前保育】

「望海坂ほのぼのクラブ」は、保健センターの保健師、保育所保育士・看護師と支援センター職員がチームを組み望海坂自治区へ出向き、乳幼児相談や発達相談、遊びの紹介をしています。参加者からは「同年代の遊び相手ができて良かった」「専門の方に子育ての悩みを聞いてもらって良かった」との声が聞かれています。

また、保健センターでの乳幼児健診等の機会を活用し、支援センター職員による親子遊びや絵本の紹介等も行っています。

【一時預かり事業】

1 歳児から就学前児童を対象に、一時預かり事業を行っています。保護者の疾病、就労、リフレッシュを目的として利用できます。子育て支援課で利用登録を行ったのち、子育て支援センターに申し込んでいただきます。

■定　員 1日あたりおおむね4名

利用時間（月～金）9時～17 時

利用料金 1 歳～3歳未満 2,000 円(1 日)・1,000 円(半日)

3 歳～就学前 1,400 円(1 日)・700 円(半日)

■一時預かり事業利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数	329	167	129	149

資料：子育て支援課

【情報誌の発行】

手づくり情報誌を毎月発行しています。情報誌は岬町ホームページに掲載し、子育て情報を発信しています。

【絵本・紙芝居の貸し出し】

家庭で絵本・紙芝居を通して親子がふれあったり、絵本に関心を持つよう、絵本・紙芝居の貸し出しを行っています。

2. アンケート調査にみる現状

就学前児童の保育ニーズや、町の子育て支援への要望等を調査するために、岬町子ども・子育て支援に関するアンケート（下記「ニーズ調査の概要」のとおり）を実施しました。

本節では、この結果から子ども・子育て環境に係る現状をまとめています。

◆ニーズ調査の概要

令和6年3月を調査期間として、町内の子育て家庭の保護者を対象に調査票を郵送配布しました。配布・回収については次のとおりです。

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回収率
①就学前児童保護者	416	208	50.0%
②小学生保護者	514	269	52.3%

◆ニーズ調査結果をみるうえでの留意点

(1)比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって合計が 100.0%を上下する場合もあります。

(2)基数となるべき実数（回収者数）は、“全体（n=○○）”として掲載し、各比率は回答者数を100.0%として算出しました。なお、「n」は number of case の略であり、設問の回答数です。

(3)1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問では、各回答の合計比率が 100.0%を超える場合があります。

(4)本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

（1）就労環境の変化

①母親の就業率

就学前児童保護者においては「フルタイム就労」、小・中学生保護者においては「パート・アルバイトなど」の割合が、それぞれ最も高くなっています。また、前回調査との比較では、全体的に母親のフルタイム就労の割合が増加しています。

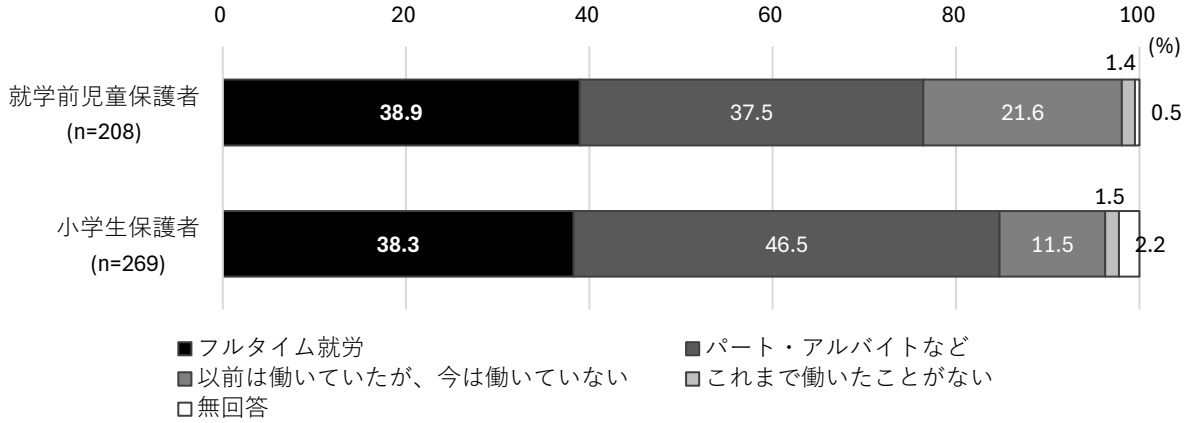

前回調査

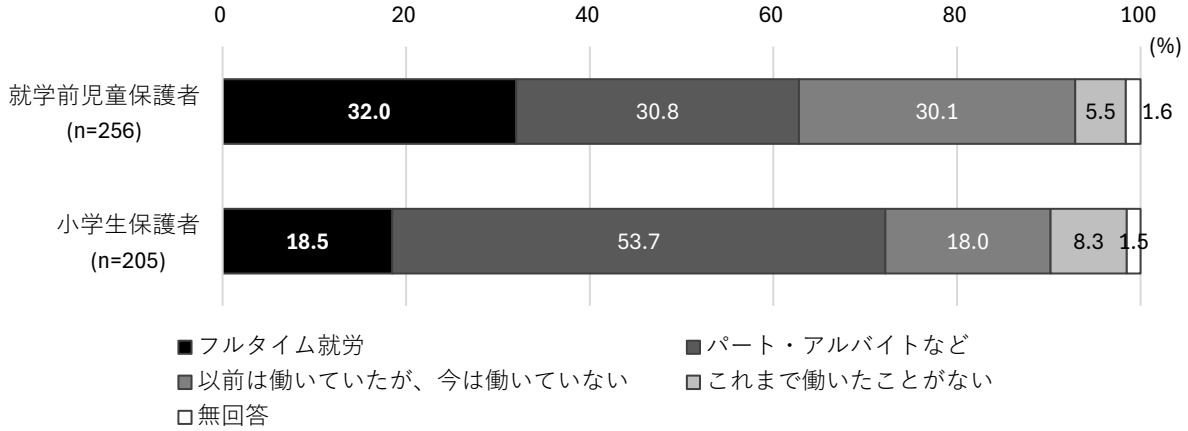

②育児休業取得状況

母親の育児休業取得率は約5割、父親は約1割となっています。

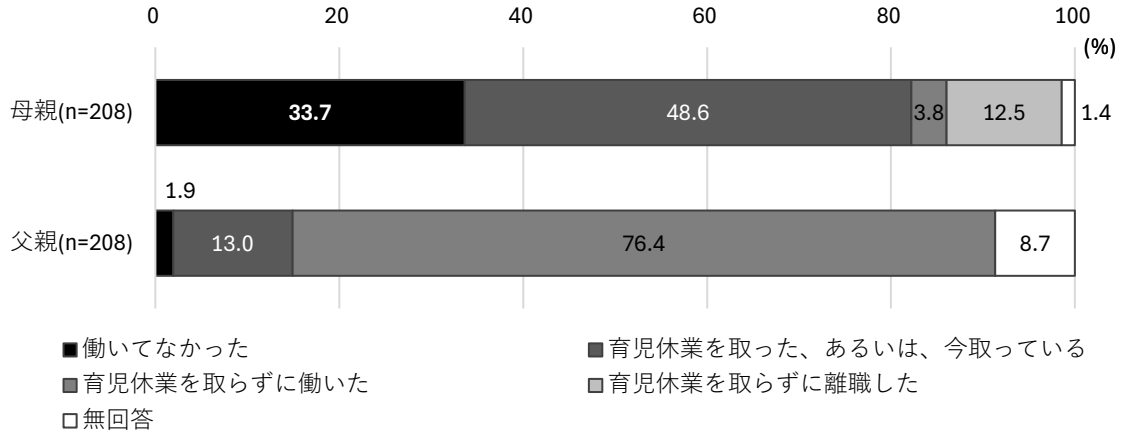

（2）子育て環境への評価

いずれの年齢層も満足度が低い割合（「1」と「2」の合計）が、満足度が高い割合（「4」と「5」の合計）を上回っています。前回調査（就学前児童保護者のみ）と比較すると、満足度の低下がみられます。

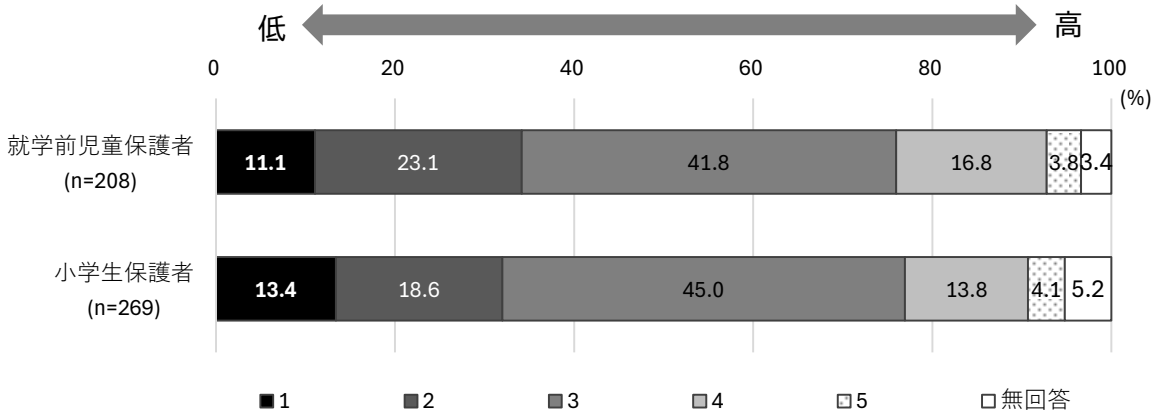

前回調査

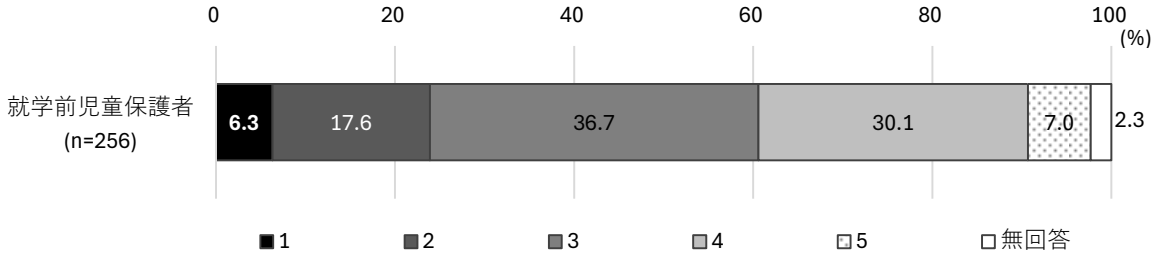

経済状況別

経済状況別にみると、経済状況が苦しいほど満足度が低い傾向がみられます。物価高騰等の影響により、子育て環境が厳しさを増していることがうかがえます。

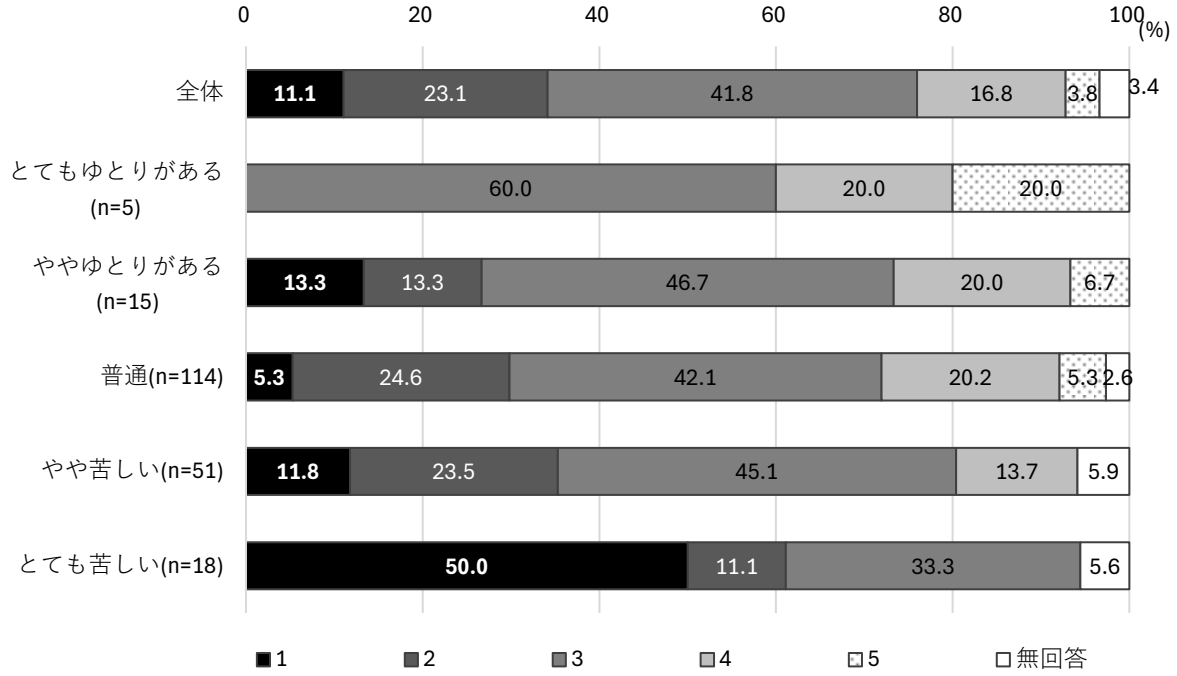

世帯類型別

世帯類型別にみると、核家族の満足度が低い傾向がみられます。

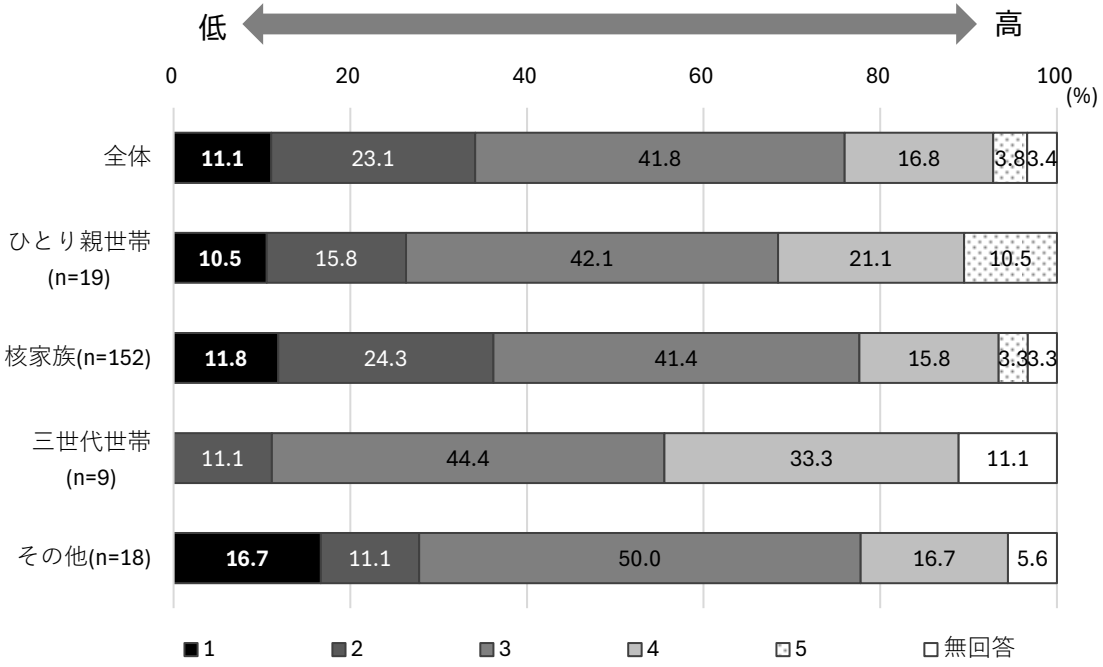

（3）多様な体験・遊び場

①体験環境

本町が多様な体験をしやすい環境にあるかどうかについて、全体としては「体験をしやすいと思う」と回答した割合が最も高くなっていますが、地区別にみると、孝子地区においては「体験をしやすいとは思わない」と回答した割合が他地区よりも高くなっています。

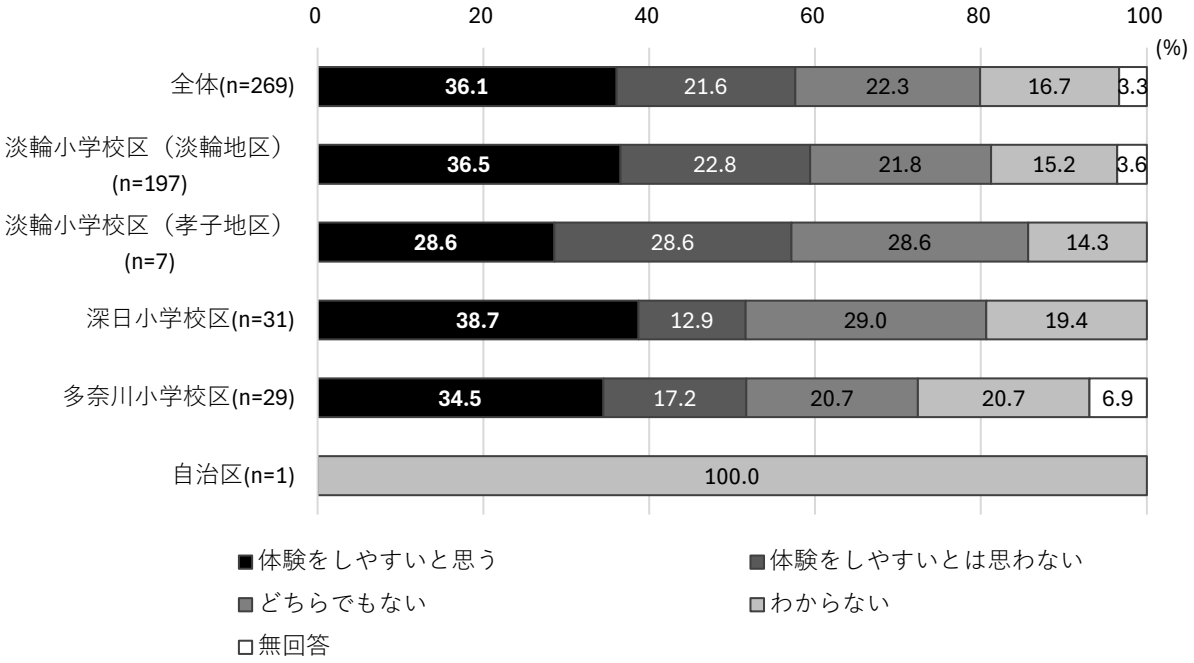

②遊び場への満足度

就学前児童保護者

本町の遊び場について、全体としては「満足していない」の割合が約5割を占めています。地区別にみると、多奈川小学校区においては他地区よりも「満足している」の割合が高く、深日小学校区においては他地区よりも「満足していない」の割合が高くなっています。

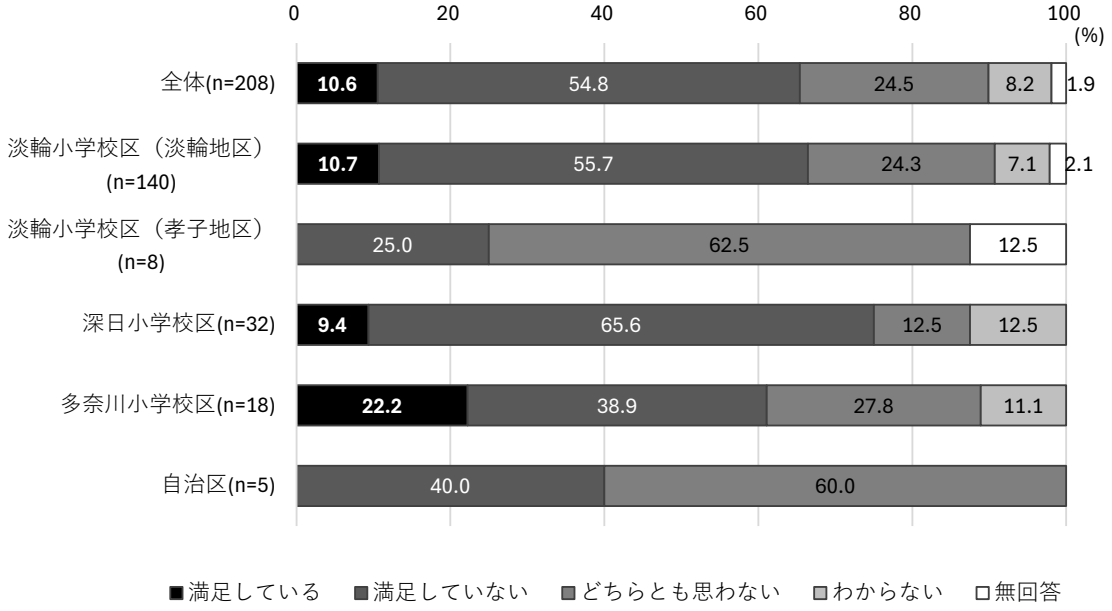

小学生保護者

本町の遊び場について、全体としては「満足していない」の割合が約5割を占めています。地区別にみると、就学前児童保護者と同様に、多奈川小学校区においては他地区よりも「満足している」の割合が高く、深日小学校区においては他地区よりも「満足していない」の割合が高くなっています。

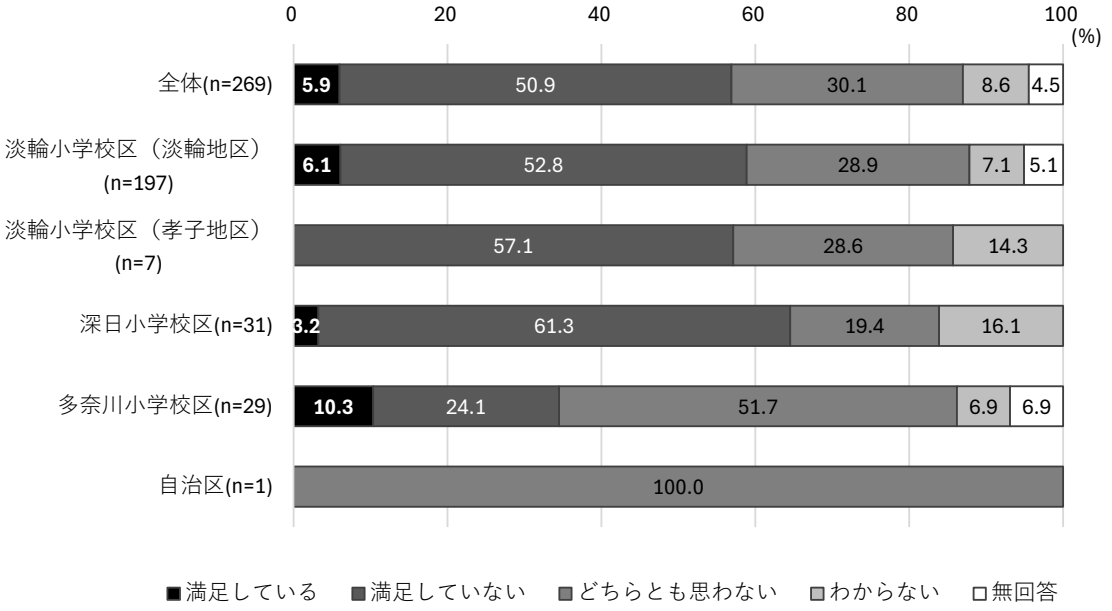

（4）子育てへの意識

①子育てを楽しいと感じているか

就学前児童保護者において小学生保護者よりも「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合が、約6割と高くなっています。前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が減少しています。

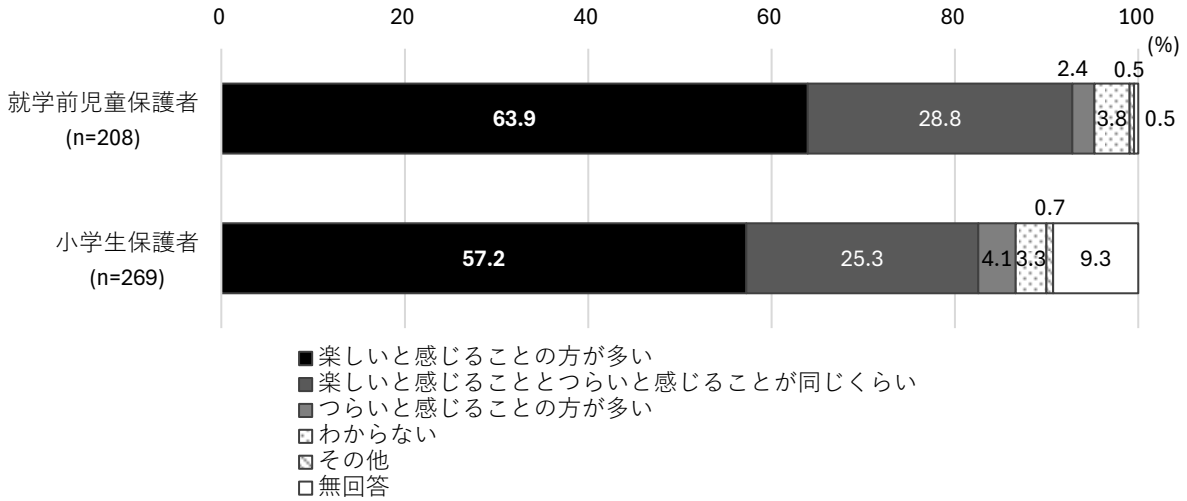

前回調査

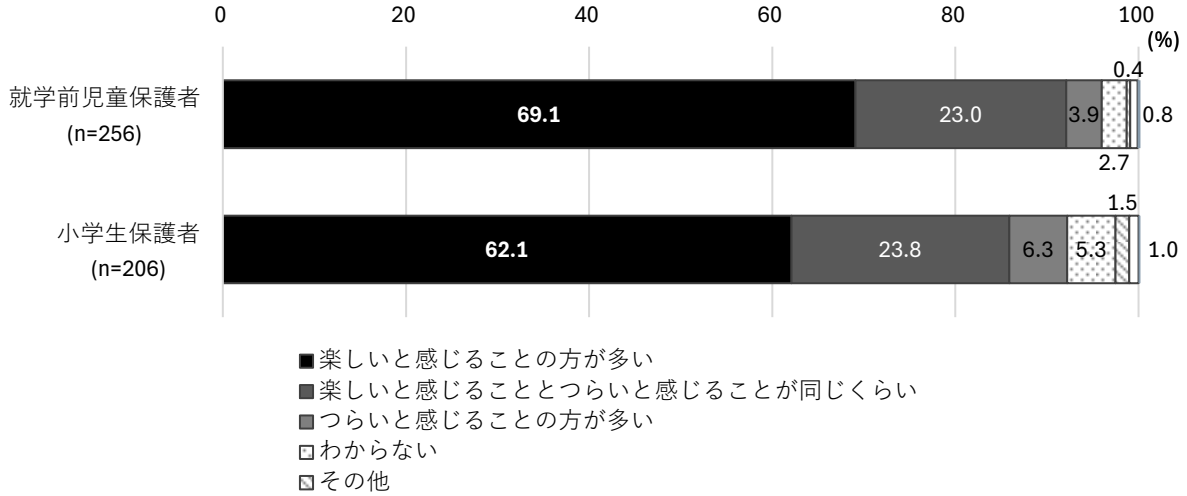

経済状況とのクロス集計

・就学前児童保護者

経済状況ごとにみると、生活が「とても苦しい」と感じている人は「楽しいと感じることの方が多い」割合が低くなっています。

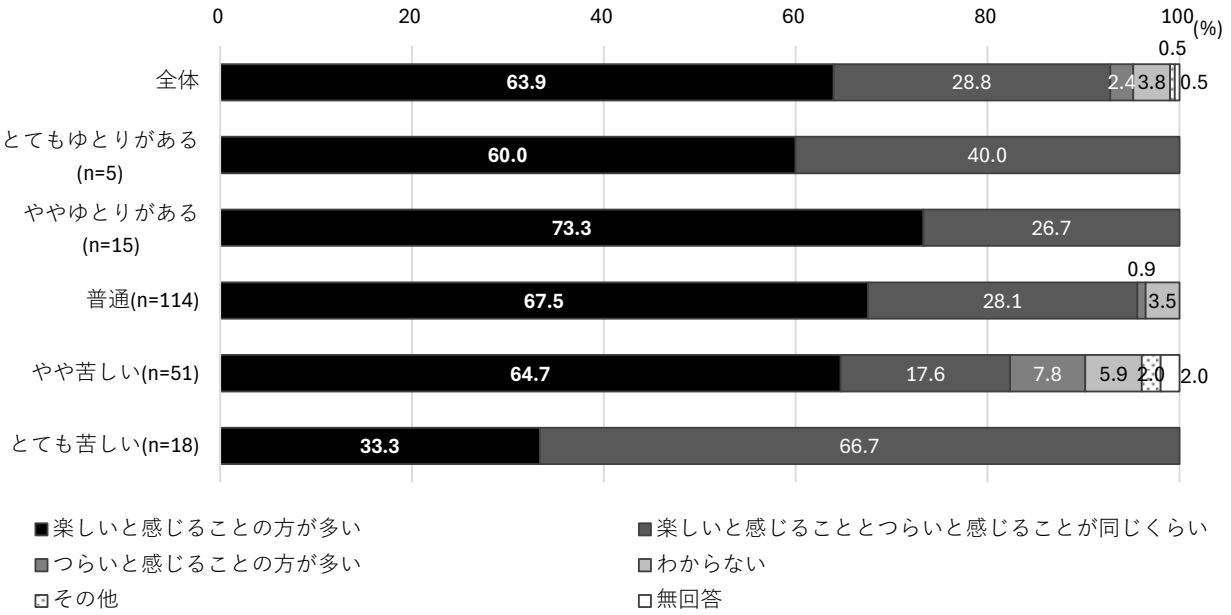

・小学生保護者

小学生保護者においても、生活が「とても苦しい」と感じている人は「楽しいと感じることの方が多い」割合が低くなっています。

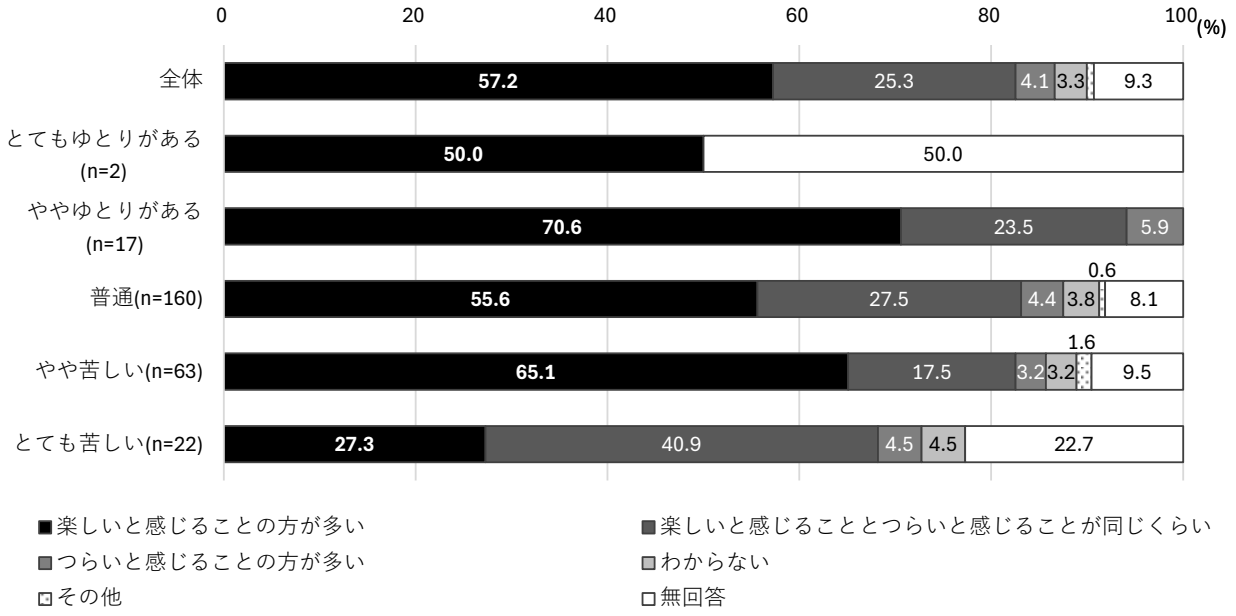

②子育てに関する悩み

ｉ)子どもに関すること

就学前児童保護者においては「子どもの教育に関すること」、小学生保護者においては「子どものインターネットやスマホ利用に関すること」が、それぞれ最も割合が高くなっています。

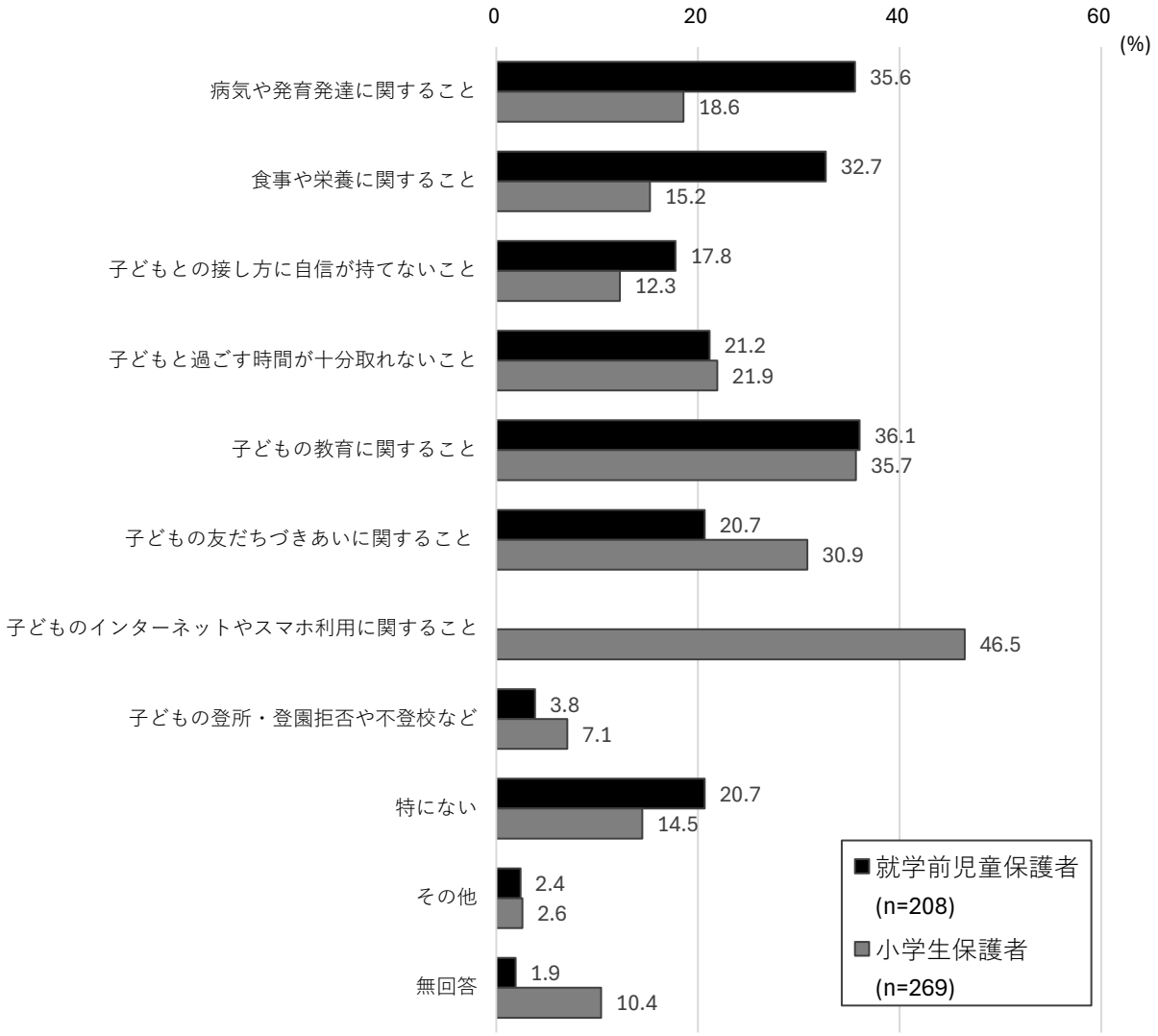

ⅱ）ご自身に関すること

いずれの年齢層も「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が高くなっています。

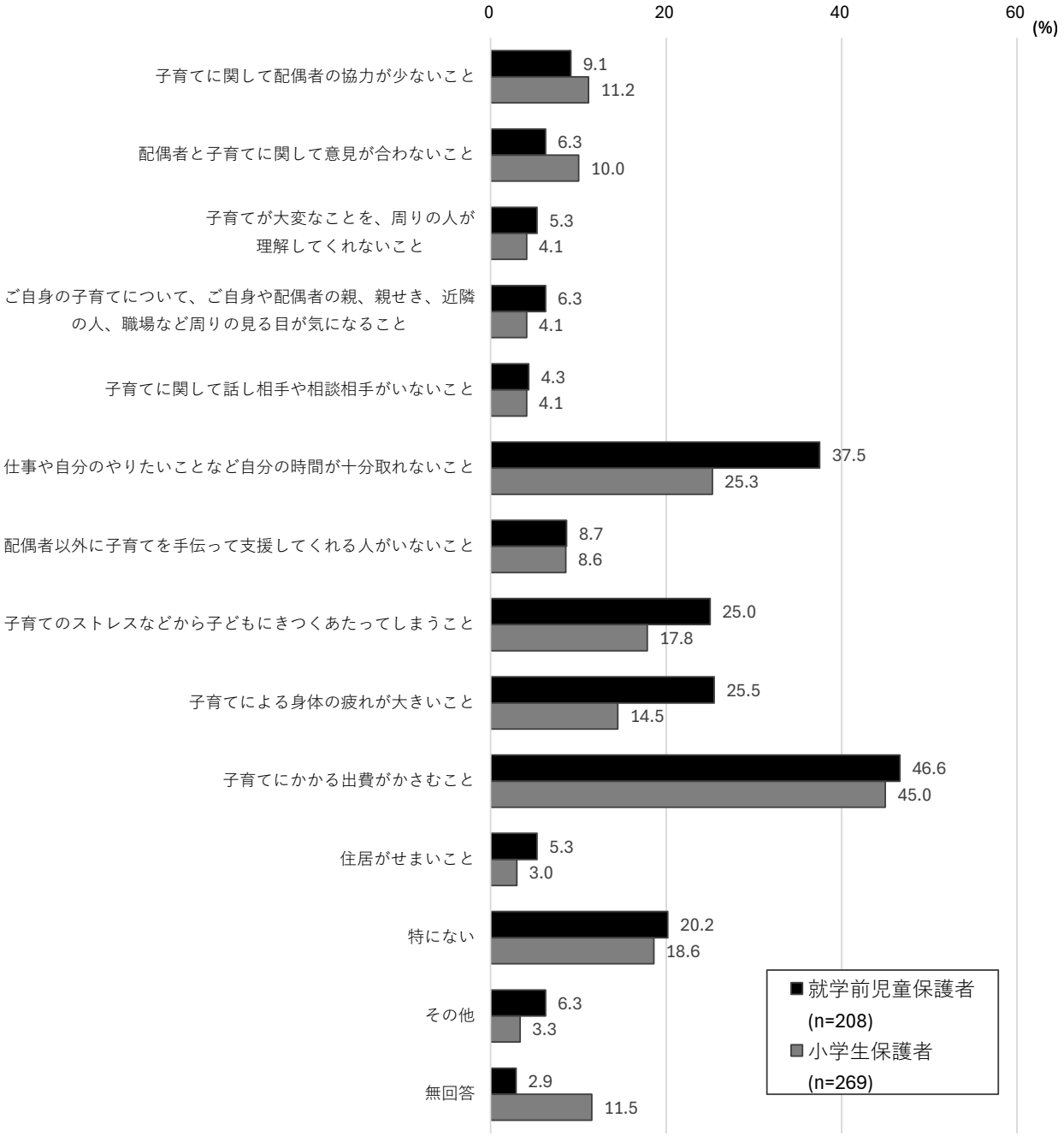

③地域とのつながり

地域の人に支えられているという実感について、就学前保護者のほうが小学生保護者よりも「感じる」と回答した割合が高く、約7割となっています。前回調査と比較すると、特に小学生保護者において「感じる」と回答した割合が大きく減少しています。

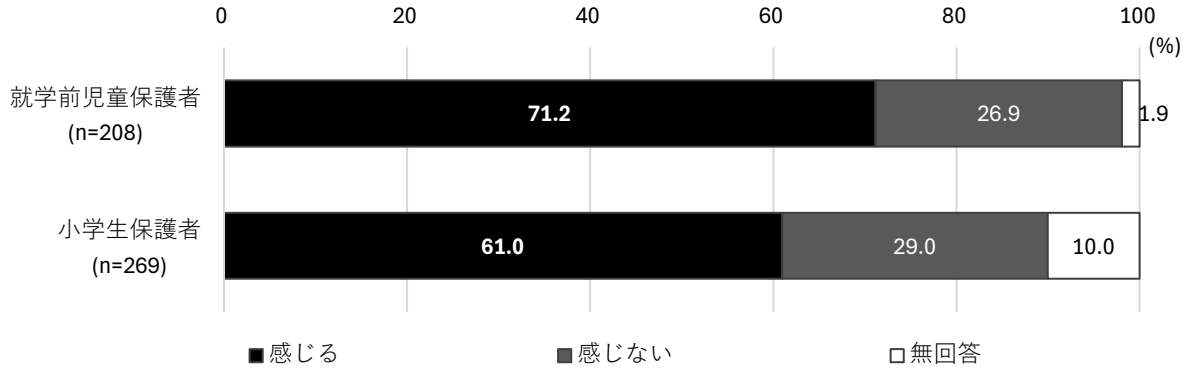

前回調査

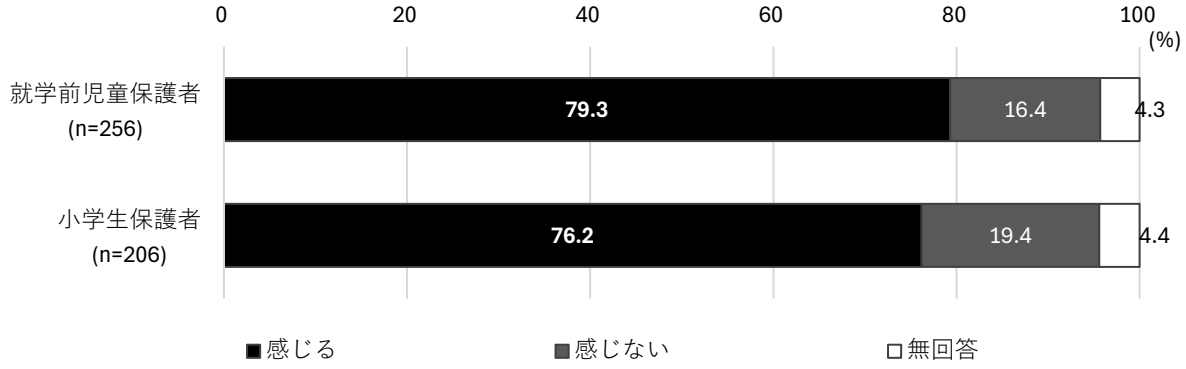

3. 法・制度の主な動向

①「児童福祉法」等の改正 （令和4年6月8日成立）

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

②「こども基本法」の制定 （令和4年6月15日成立）

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとされています。

③「成育医療等基本方針※1」の改定 （令和5年3月22日成立）

平成30年に成立した成育基本法※2に基づく成育医療等基本方針（令和3年2月閣議決定）について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」を中心として多職種連携を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

④「こども大綱」の策定 （令和5年12月22日閣議決定）

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

⑤「こども未来戦略」の策定 （令和5年12月22日閣議決定）

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

⑥「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定 （令和5年12月22日閣議決定）

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

⑦「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」の策定 （令和5年12月22日閣議決定）

こどもの成長に応じた環境の変化が、育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの 100 か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

⑧「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 （令和6年6月19日成立）

「こども大綱」に基づき、令和6年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべき子どもの貧困が具体的に示されました。

4. 第2期計画の総括

（1）子育て環境の充実

①交流機会の創出や相談支援

子育ての負担感や孤立感を感じることのないよう、未就園児と保護者を対象に、他の親子との交流の機会づくりや悩み相談に取り組んでいます。

学校においては、生活指導の教諭だけでなく、SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）との協働による相談体制で支援を行っています。

地域においては、子育て家庭の抱える課題を早期発見できるよう、民生委員・児童委員との連携強化を進めており、本町の施策説明や育児教室等における連携などに取り組んでいます。

しかし、コロナ禍の影響として、アンケートにおいて、地域とのつながりを実感している保護者の割合の低下がみられ、悩みや不安を相談できずに孤立化するリスクが高まっていると考えられます。

また、人材不足により、幼稚園・保育所等において個別の子どもや子育てに関する相談を十分に対応することが困難になってきています。幼稚園・保育所等における相談を総合的・横断的に対応するコーディネーターの配置を検討する必要があります。

地域においても、子育て支援ボランティアの拡充ができていないため、今後、地域からの支援をコロナ禍以前の水準に戻すよう努める必要があります。

②子育て支援サービス等の充実

本町では令和6年度に待機児童が発生したものの、定員割れしている施設も多く、幼児教育・保育施設の大規模な拡充の必要はないと考えられます。今後、少子化は継続するものと考えられますが、共働きの子育て世帯の割合は増加傾向にあることから、適切な提供体制を検討する必要があります。

また、令和8年度から全国的に実施が予定される「こども誰でも通園制度」の体制を確保するためには、人材確保の問題があることから、こうした子育て支援サービスもあわせて総合的に事業のあり方を検討する必要が出てくる可能性があります。

③子育て支援情報の提供

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、子育て家庭は多忙を極めており、限られた時間で保護者が自ら必要な情報を調べて把握する負担は小さくありません。

本町においても子育て支援情報を継続的に発信していますが、HP や LINE 等の多様なツールを活用し、より負担なく子育て家庭が情報収集できるよう努める必要があります。

（2）社会的支援の必要な子どもへの支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもの心身に深い傷を残し、その後の人格形成にも深刻な影響を及ぼすもので、どのような事情があっても決して許されるものではありませんが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数はおおむね増加傾向にあります。

貝塚子ども家庭センター（旧岸和田子ども家庭センター）への、本町からの相談状況においては、目立った増加傾向はありませんが、毎年度一定数の相談があります。またアンケートにおいて、子育てを楽しいと感じる割合が減少しており、子育て家庭の抱える負担感は増加している可能性があり、関係機関と連携した一層の取り組みが求められます。

②子どもの貧困対策

家庭の経済状況に格差により、子どもの教育の格差が生まれ、それが将来の所得格差につながる「貧困の連鎖」が、わが国の問題として指摘されています。家庭の経済状況に関わらず、教育等の機会が平等に得られるよう、取り組む必要があります。

本町においては、国の制度や本町独自の支援を充実させることで、子育て世帯への経済的支援を実施してきました。しかし、アンケートにおいて、経済的に苦しい家庭ほど、子育てを楽しいと思えない傾向がみられ、引き続き支援内容を検討する必要があります。

③障がいのある子どもとその家庭への支援

近年、本町の18歳未満の障害者手帳所持者数は、約8割が療育手帳所持者となっています。また、町内の放課後等デイサービスの利用者は増加傾向にあり、ニーズは増加していくことが予想されます。

本町の「第3期障害児福祉計画」においては、そうした状況を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターの設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指しており、着実な実行が求められます。

④いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為ですが、文部科学省の調査によれば、全国のいじめの認知件数及び重大ないじめ事案の発生件数はいずれも過去最多となっています。そのうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」も多く、いじめは学校の中だけでなく、インターネット上でも行われるなど多様化しています。

本町においては、SC や SSW、SL（スクールロイヤー）など他職種と学校・教育委員会が連携しながら対応を進めています。

（3）教育環境等の整備

①学校教育の推進

学校教育においては、学習指導要領の着実な実施とともに、ICT 教育等に取り組んできました。今後、子どもたちが基礎的な知識・技能を活用して課題を解決するための、思考力・判断力・表現力の定着に一層取り組む必要があります。

②子どもの居場所の確保

本町では、就学前児童や小学生については、淡輪公民館やアップル館などにおいて、居場所となるよう取り組みが行われています。中学生以上の青少年に向けた居場所については、岬子育てネットワークにより、青少年センターで定期的に居場所の開催がされています。

自宅や学校が居場所だと感じられない子どもにとって、第3の居場所があることが重要であり、今後、実態をとらえながら検討していく必要があります。

③多様な体験活動の推進

子どもの活動機会づくりとして、社会福祉協議会において事業が実施されています。また、地域のボランティアによる体験活動等が、継続的に実施されています。幼稚園や保育園等においても、可能な範囲での菜園活動等、体験活動が実施されています。

④安心して遊べる遊び場の確保

本町では、公園の偏在や既存公園の遊具の老朽化などが課題となっており、アンケートにおいても子どもの遊び場への不満が強く表れています。

子どもの居場所や保護者の交流の場として遊び場を整備することは重要であり、今後の課題として対応を検討する必要があります。一方で整備に当たっては、維持・管理の担い手の問題や、猛暑により通年で利用できる状況ではなくなってきていること、地形や用地の問題から整備の難しい地区があるなど、様々な問題があり、そうしたことも考慮して取り組む必要があります。

（4）親と子どもの健康づくりの推進

①子どもや親の健康の確保

ⅰ）安心・安全な妊娠・出産への支援

母子健康手帳交付時に、必ず保健師等の専門職が面談をしており、リスクのある妊婦を早期に把握し、支援につなげています。また、出産子育て交付金として合計10万円を支給することで、経済的支援も行っています。

核家族化に伴い、妊娠・周産期の不安の高い妊婦が増加していることが考えられ、今後一層の産前・産後支援の充実が求められます。

ⅱ）子どもの成長発達への支援

新生児聴覚検査についてはおおむね生後5日以内に行われており、聴覚異常の早期発見、早期治療を行うことで、子どもの聴覚機能及び言語機能の発達の改善につなげています。ただし、すべての出産医療機関において検査環境が整っておらず、すべての子どもが受検できていないことが課題です。

乳幼児健診等については、対象となる乳幼児の保護者に対し受診を促進し、すべての母子の健康づくりに取り組んでいます。

ⅲ）子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり

育児期の保護者の相談・交流の機会を創出するため、多様な場づくりに取り組んでいます。アンケートによれば、就学前は特に子どもの病気や発達に関して悩んでいる人が多く、今後も相談の機会や場づくりが重要です。

父親育児教室については、プレパパ・プレママ交流会（両親教室）として実施しているため、現在は実施していません。

②周産期及び小児医療の充実

産科医・小児科医の不足により救急体制の確保が年々難しくなっています。また休日診療所の従事医師についても同様です。医療体制の整備については、大阪府の方針によるところが大きく、本町で整備をするのは困難ですが、現状の体制を維持するために広域的な医療機関への支援を継続します。

みさき健やか親子21（母子保健事業）の目標値と実績

指　標	達成見込 （令和6年度）	目　標 （令和6年度）
4.親と子どもの健康づくりの推進		
（1）子どもや親の健康の確保		
妊婦健康診査の受診率	98.0%	100%
妊娠11週までに妊娠届をする妊婦の割合	98.0%	100%
乳幼児健康診査の受診率	乳児一般：98.0% 乳児後期：60.0% 4か月児：99.0% 1歳6か月児：100% 3歳6か月児：99.0%	乳児一般：100% 乳児後期：100% 4か月児：100% 1歳6か月児：100% 3歳6か月児：100%
乳幼児の歯科健診の受診率	2歳児：98.0% 幼児フッ素塗布：90.0%	2歳児：100% 幼児フッ素塗布：100%
子育て中の喫煙率	乳児の母親：1.5% 同居家族：　0%	乳児の母親：なくす 同居家族：　減少
予防接種の接種率 （MR：麻しん風しん混合）	BCG：100% 四種混合：100% MR1期：100% MR2期：88.5%	BCG：100% 四種混合：100% MR1期：95.0% MR2期：100%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	100%	100%
事故防止対策を実施している家庭の割合	81.1%	100%
（2）食育の推進（令和元年度健康づくりと食育に関するアンケートより）		
朝ごはんを食べる子どもの割合（「ほとんど毎日食べる」との回答）	乳幼児：94.8%（増加） 小学生：92.1%（減少） 中学生：94.4%（増加） 高校生：27.2%（減少）	増加
家族と食事をする子どもの割合（「ほとんど毎日食べる」との回答）	乳幼児：朝 67.4%　夕 81.5% 小学生：朝 70.8% 夕 95.5% 中学生：朝 5.6% 夕 44.4% 高校生：朝 22.2% 夕 64.2%	増加
（3）思春期保健対策の充実		
中高生の喫煙率（経験が「ある」との回答）	中学生：5.6% 高校生：13.6%	中学生：なくす 高校生：減少
（4）周産期及び小児医療の充実		
妊娠・出産に満足している妊婦の割合	99.0%	100%
かかりつけ医師がいる人の割合	3歳児：80.0%	90.0%

第3章　計画の基本的な考え方

1. 基本理念

次代を担う子どもたちの健やかな育ちにとって、子どもを育てている親や家族だけではなく、子育て家庭を取り巻く地域の人々すべてが、子どもを生み育てることに喜びや大きな価値を感じながら、子どもとともに育ち合うことが何よりも重要です。

子育ては、本来、家庭を第一義として考えますが、本計画では、将来の社会を創り、まちの未来を担っていく子どもたちが、一人ひとりの個性を伸ばし、いきいきと夢を持って育っていけるように、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもを育み守る環境や仕組みづくりを進めることをめざします。

また、今後、協力して家庭を築きたい、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような環境づくりを進めます。

こうしたことを目指し、これまで本町が掲げてきた基本理念を継承し、本計画においても、次の基本理念を掲げ、施策を推進することとします。

■基本理念

豊かな自然と　地域の力に包まれて

一人ひとりの子どもが　親が輝くまちづくり

2. 基本的視点

本計画を策定するにあたり、特に次の7つの視点を大事にして施策の推進に取り組みます。

①子どもの権利尊重の視点

子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるよう、取り組みます。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの育成に取り組みます。

③社会全体による支援の視点

国、地方公共団体はもとより、企業や地域を含めた社会全体で協働のもとで取り組みます。

④仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和を実現するために、それぞれの家庭の実情に合った働き方が実現できるよう、啓発等に取り組みます。

⑤経済状況への対応の視点

経済的な課題による子どもの教育等の機会の喪失や子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点で取り組みます。

⑥自然等の社会資源を最大限活用する視点

本町の豊かな自然や地域住民のつながりなど、様々な社会資源を最大限活用して、子どもの地域に対する愛着を醸成し、健やかに育つことができるよう取り組みます。

⑦サービスの質の視点

サービスの質を評価し向上させていくよう取り組みます。

3. 基本目標

基本目標1　子育てをしているすべての家庭への支援

子育てをしているすべての家庭に対して、必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、地域住民・事業者・行政が協働して子育てに参画する「岬でしかできない、岬だからできる」子育て支援活動に取り組むとともに、子育て支援のネットワークづくりをめざします。

基本目標2　子どもの権利擁護の推進

子どもの権利を尊重する社会づくりを進めるために、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重することをうたった「児童の権利に関する条約＊」を遵守し、子どもの声を聴くことや児童虐待などの人権侵害への対応、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する総合的な支援など、社会的配慮を必要とする児童とその家庭への支援に取り組みます。

基本目標3　子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

子どもが安心してのびのびと過ごせる居場所の検討や、子どもの年齢や発達段階に応じた様々な体験機会を創出することで、健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。また、生き抜く力の育成のために、学校教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

基本目標4　親と子どもの健康づくりの推進

安心して子育てができるように、妊娠・出産から思春期の成長までの各過程において、相談・支援体制を整備します。親子の健康の確保と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を経て思春期まで、子どもの健やかな成長を支援する環境をつくります。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18 歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重および確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989 年 11 月の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准しています。

子どもの権利を大別して「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つとしており、これらの保障により、子どもの最善の利益を実現することをうたったものです。詳細は資料編参照。

第4章　次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21

1. 施策体系

基本理念	基本目標	施　策
豊かな自然と地域の力に包まれて 一人ひとりの子どもが　親が　輝くまちづくり	1　子育てをしているすべての家庭への支援	(1)地域における子育て支援 (2)仕事と子育ての両立支援 (3)地域における子育て支援ネットワークの強化
	2　子どもの権利擁護の推進	(1)きめ細かな配慮を必要とする児童・家庭への支援 (2)子どもの権利意識の向上
	3　子どもが健やかに育ち活動するまちづくり	(1)子どもの居場所づくり (2)多様な体験のできる環境づくり (3)教育環境等の整備
	4　親と子どもの健康づくりの推進	(1)子どもや親の健康の確保 (2)周産期及び小児医療の充実

2. 施策の展開

基本目標1　子育てをしているすべての家庭への支援

施策1　地域における子育て支援

アンケート調査では、子育て家庭の保護者が地域から支えられていると感じる割合が、前回の計画策定時よりも減少していました。従来の地域社会のつながりの希薄化に、コロナ禍で拍車がかかったものと考えられ、子育て家庭は以前よりも孤立感を感じやすい状況になっていると考えられます。

本町では、地域における子育て支援として、主に一時預かり事業や子育て支援センター事業、子育て支援情報の提供をはじめ、各種相談事業を通じて、子育てに関する不安の解消を図るとともに、経済的支援に努めています。

今後も子育てに関する不安や悩みを軽減し、気持ちにゆとりを持って地域で安心して子育てができるよう、地域子ども・子育て支援事業に加えて地域における子育て支援のための施策を実施します。

ｉ)地域における子育て支援サービスの充実

子育てに対する負担を軽減し、気持ちにゆとりを持って子育てができるよう、各種子育て相談の充実や情報提供などの事業を推進するとともに、地域資源を活用した子育て支援事業を充実します。

No	主な事業	内容	担当課等
1	つどいの広場事業の実施	乳幼児を持つ親と子がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、語り合うことができるような場を提供するとともに、専門スタッフが子育ての相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援センター
2	保育所における親子の交流・居場所の提供	未就園児の親子を対象として、園庭を開放することで、親子の遊び場、交流の場を提供します。また、幼児教室の開催などを通じて、子育てに悩んでいる保護者を援助します。	子育て支援課 保育所
3	未就園児親子登園事業	いろいろな遊びを楽しむことができるよう、未就園児親子登園事業を今後も継続して実施します。	学校教育課

ⅱ）子育て支援情報の提供

子育て家庭に対し、関係機関と連携を図りながら、子育てに関する多様な情報提供の充実に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
4	子育て支援情報の提供	子育てに関連した情報の HP・広報紙・子育て情報誌での発信等、子育て情報の収集と発信の工夫に努めます。また、「岬でしかできない子育て・岬だからできる子育て支援」の PR に積極的に取り組みます。	子育て支援課 子育て支援センター まちづくり戦略室

ⅲ）子育てに関する相談支援体制の充実

子どもの健やかな成長を図るため、子育ての悩みや不安を抱える家庭に対する相談や教育に関する相談支援等を充実するとともに、民生委員・児童委員等の地域の身近な相談窓口との連携強化に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
5	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実のため、相談支援のコーディネーターの配置を検討します。	子育て支援課 指導課
6	教育相談事業の充実	いじめ、不登校問題をはじめ、進路、就学及び学校の教育内容等の相談を教育委員会で実施します。	指導課
7	民生委員・児童委員活動との連携強化	地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員活動との連携の強化に努めます。	地域福祉課 子育て支援課

ⅳ）子どもの未来応援（貧困支援）

家庭の経済状況における課題が「貧困の連鎖」につながらないように、各家庭の実情に沿いながら支援を行います。

No	主な事業	内容	担当課等
8	経済的支援の推進	児童手当、児童扶養手当等、国の支援制度のもとで、対象となる世帯へ適切に支援を行うとともに、子どもにかかる医療費などに対し、本町として支援を実施します。	子育て支援課
9	経済的な相談体制の充実	家庭の経済状況に課題を抱える子どもや保護者に対し、相談体制を構築します。	子育て支援課

No	主な事業	内容	担当課等
10	地域就労支援事業の実施	ひとり親家庭の保護者・若年者・障がい者など就職困難者に対し、技能習得の講座等を開催し、就労につながる支援を実施します。	産業観光促進課

施策2　仕事と子育ての両立支援

仕事を持つ保護者が、仕事と子育てを含めた家庭生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発とともに、働き方の見直しや多様な働き方に対応した子育て支援のための環境整備に努めます。

また、アンケート調査では、共働き世帯が増加しているにもかかわらず、育児休業の取得状況に男女差がみられました。ワーク・ライフ・バランスの実現には、それぞれの家庭で、ジェンダーバイアスのない適切な役割分担がされていることも重要です。そのため、男女共同参画の視点に基づき、意識啓発を進めるとともに、育児休業・介護休業等の各種制度の普及促進と、制度への理解を広めるため、広報・啓発・情報提供などの働きかけを行います。

No	主な事業	内容	担当課等
11	男女平等保育・教育の充実	保育所・幼稚園・学校での男女平等教育の推進はもとより、地域や家庭での男女平等保育・教育を推進できるよう、保育所・幼稚園・学校、地域、家庭と連携して取り組みます。 **【岬町男女協働参画プラン】**※	人権推進課
12	固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画及びジェンダー平等に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発活動や情報提供を行います。 **【岬町男女協働参画プラン】**	人権推進課
13	父親育児教室	父親が子育てに参加できるよう、ファミリー広場を開催し、父親の子育て支援を行います。	子育て支援センター

※個別計画の記載のある事業は、該当する個別計画において進捗を評価することとします。（以下、同じ。）

施策3　地域における子育て支援ネットワークの強化

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず身近な地域で子育てを支援する仕組みづくりが必要です。

現在、本町では、小地域ネットワーク活動*等のさまざまなネットワークが広がりつつあります。地域における子育て支援の輪をさらに充実させていくことにより、多様な子育てニーズに対応し、まち全体で子育て支援を行うことができる環境づくりを進めます。

小地域ネットワーク活動

自治（町内）会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで社会的支援が必要な人々の生活を見守り支え合う、助け合い活動です。

ⅰ）小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進

小学校区や自治区等の小地域を基盤として、地域の中で子育てを見守り、支えるとともに、日常的な見守りにつながるように地域交流等を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
14	小地域ネットワーク活動の推進	地区福祉委員の活動を促進し、地域の支えあいの充実を図ります。 **【岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画】**	岬町社会福祉協議会
15	地域の交流促進	小地域ネットワーク活動の一環として、保育所や学童保育所と地域の交流を行い、子どもたちの状況を把握しやすい環境づくりに取り組みます。 **【岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画】**	岬町社会福祉協議会 子育て支援課 保育所

ⅱ）地域における子育て支援活動の推進

子育て支援ボランティアを育成するとともに、親向けの講座等を開催することにより、身近な地域における子育てを支援する活動を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
16	親学習の講座の開催	親同士が悩みを打ち明けられるような形式での講座の開催を検討します。	子育て支援センター
17	子育て支援ボランティアの育成	地域の幼稚園教員退職者など子育て支援ボランティアとしての資質を有した人材資源を発掘して、活躍の場を提供します。	子育て支援センター

基本目標2　子どもの権利擁護の推進

施策1　きめ細かな配慮を必要とする児童・家庭への支援

児童虐待やひとり親家庭、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子ども・家庭に対して、きめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の整備や情報提供の充実に努めます。

ｉ）児童虐待防止対策の充実

多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こりうることとなっています。児童虐待を防止するために、地域の見守りの強化や相談体制の充実を図り、虐待を防止するための活動を進めます。

No	主な事業	内容	担当課等
18	こども家庭センター機能の整備	子育て支援課、保健センターの連携を強化し、行政窓口だけでなく保育所、子育て支援センター、保健所、学校等を窓口として幅広く相談に応じる体制を整備します。 また、支援体制の中心となるこども家庭センターの設置を検討します。	子育て支援課 保健センター
19	健診未受診家庭へのフォローの充実	保育所・幼稚園・子育て支援センターとの連携による情報提供や保健師の家庭訪問等により、100％の状況把握に努めます。	保健センター

ⅱ)障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもが住み慣れた地域で健やかに育つことができるよう、福祉・保健・医療・教育等の支援体制を整え、各種相談や療育の充実を図るとともに、在宅福祉サービスの充実、経済的支援に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
20	児童発達支援センターの設置	関係機関の連携のもとで児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備し、障がいのある子どもの地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進します。 **【岬町障害福祉計画・障害児福祉計画】**	子育て支援課
21	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 **【岬町障害福祉計画・障害児福祉計画】**	子育て支援課
22	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。 **【岬町障害福祉計画・障害児福祉計画】**	子育て支援課
23	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。 **【岬町障害福祉計画・障害児福祉計画】**	子育て支援課
24	児童カウンセラーの配置	児童の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を児童カウンセラーとして保育所等に配置し、児童の発達の課題、精神科領域の問題、家庭環境や親子関係の課題等に関する相談を実施します。	子育て支援課

ⅲ）いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実

いじめ・不登校・ひきこもり対策のため、小・中学校にスクールカウンセラー*1、スクールロイヤー*2を配置し、心の相談等の充実に努めます。また、いじめ問題を根絶するため、いじめの未然防止・早期発見への対応を図ります。

No	主な事業	内容	担当課等
25	スクールカウンセラーの配置	各小・中学校において、スクールカウンセラーを配置し、いじめ・不登校問題や発達に関する相談を実施します。	指導課
26	スクールロイヤーの配置	各小・中学校において、スクールロイヤーを配置し、いじめ・不登校・校内事故等に対して、法的な視点からの相談を実施します。	指導課
27	心の相談サポート事業	いじめ・不登校や児童・生徒の問題行動に対応するため、精神科医による巡回相談を実施し、教育相談活動の充実を図ります。	指導課
28	いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応	各学校における「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。	指導課 人権推進課

＊1　スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される臨床心理士などの専門家のことです。

＊2　スクールロイヤー

いじめや不登校、法的知識を要する保護者とのやりとりなどについて、解決のための法的アドバイスを行う目的で学校に配置される弁護士などの専門家のことです。

施策2　子どもの権利意識の向上

すべての子どもが、性別、国籍、障がいの有無、経済状況、ひとり親等の家庭の形態等によって、差別されることなく、個性や能力が発揮でき、子どもの人権が尊重される社会づくりを進めるために、「児童の権利に関する条約」等を遵守し、子どもの人権に関する啓発、人権教育・保育を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
29	子どもの権利条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解を深めるために、「子どもの権利条約」、「児童憲章*」の趣旨や内容の普及・啓発を図り、子どもの自尊感情や自己肯定感を高めます。	指導課 人権推進課
30	人権教育・保育の推進	各校人権教育主担者が中心となり、計画的に人権教育・保育の推進を図ります。	指導課 子育て支援課

児童憲章

1951 年5月5日子どもの日を期して制定された児童の権利宣言。全ての児童の幸福をはかるために、児童の基本的人権を社会全体が自覚、確認し、その実現に努力する目的で作られ、12 か条あります。

基本目標3　子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

施策1　子どもの居場所づくり

子どもたちが自主性、社会性、創造性などのさまざまな能力を自然に伸ばし、社会を生き抜く力を身につけることができるよう、安心してのびのびと遊ぶことのできる子どもの居場所を整備します。

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくりを進めるため、快適かつ安心して外出できる生活環境の整備を進めます。また、子育てにやさしい公共施設の整備を進めるとともに、道路環境の整備を図ります。

ｉ)子どもの遊び場・居場所の確保

子どもが体験や遊び等の活動に主体的に参加できるよう、各種事業や居場所づくりの整備に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
31	児童遊園の管理・再編	子どもたちが安全に遊べるように遊具等の点検や整備の補修を行うとともに、自治区の協力を得ながら草刈等の環境整備を行います。 また、老朽化や地区ごとの人口等を考慮し、町内の児童遊園の再編を図ります。多世代が利用できる多目的広場や、防災公園等の整備を検討します。	子育て支援課
32	児童遊園を活用した遊び場づくり	自然について知識豊富な大人たちが、植物・昆虫について教えたり、戸外遊びを教える場として児童遊園の活用を検討します。	子育て支援課
33	淡輪公民館クラブ	淡輪公民館登録クラブとして子育て支援活動を実施します。	淡輪公民館
34	子ども関連施設の環境の充実 （公共施設の活用を含む）	保育所、子育て支援センター等の子どもの居場所や公共施設を活用した子どものためのスペースの充実を図ります。また、地域の実情を考慮しながら、遊具の設置や空調・遊具・防犯設備の充実、バリアフリー改修など、通年で子どもたちが安全に過ごせるように整備を検討します。	子育て支援課
35	思春期の子どもたちの居場所づくり	思春期の子どもたちが気軽に集まって話をしたり、勉強したりできる自由に使える、岬子育てネットワークが運営する居場所づくりを支援します。	子育て支援課 青少年センター
36	共生型サロンの充実	小地域ネットワーク活動の一環として、学校帰りに子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所づくり等、多世代の地域交流機会を提供します。 **【岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画】**	岬町社会福祉協議会 子育て支援課 指導課

ⅱ)安全・安心のまちづくり

子育て世代が安全・安心に生活することができるよう、交通事故や犯罪を未然に防止するとともに、防災対策のための各種事業を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
37	交通安全教室の実施	毎年、泉南警察の協力により保育所・幼稚園を対象とした幼児安全教室を開催し、親に対する交通安全指導、自転車乗車時のヘルメット着用奨励などを啓発します。	生活環境課
38	こども 110 番関係団体代表者会議	子どもの安全確保についてPTAをはじめとした各種団体等が定期的に情報交換できる場を設置します。	生涯学習課
39	学校安全ボランティア活動	学校内外での子どもの安全確保について、ボランティア募集を行い、活動を実施します。	生涯学習課
40	防犯灯管理事業	町内の道路、児童遊園内に設置している防犯灯の適正管理を行います。	土木課 子育て支援課
41	防災訓練の充実	保育所・幼稚園・学童保育において火災、地震、土砂災害を想定した、避難訓練を定期的に実施します。	子育て支援課

施策2　多様な体験のできる環境づくり

身近な地域において、子どもが主体的に活動できる場や自然にふれあうことができる機会を創出することは、子どもの豊かな学び・育ちのために重要です。子どもが主体的に参加し、安全に過ごすことのできる事業を推進するとともに、多様な体験機会の創出に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
42	スポーツ活動の促進	スポーツ少年団・体育協会等に参加している各団体の利用者に町内の小・中学校体育館を開放します。また、スポーツ指導者の資質の向上を目的として、地区・町単位で研修会を実施します。	生涯学習課
43	子どもスポーツ教室	総合型地域スポーツクラブにおいて開催する子ども向け教室を充実します。	生涯学習課
44	地域における大人と子どもが協働した活動の機会創出	総合的な学習における地域学習等でのゲストティーチャーとして地域人材を活用します。また、小学校においては、三世代交流グランドゴルフ等を実施し、交流を深めます。 **【岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画】**	指導課 岬町社会福祉協議会

No	主な事業	内容	担当課等
45	本に親しむ環境づくり	広報紙の図書だよりを通じた本の紹介及び小・中学校、アップル館において、読み聞かせを実施します。	指導課 淡輪公民館 アップル館
46	学童期子ども支援事業	長期休暇を活用し、学童保育児童に対し、地域のNPO法人や地区福祉委員会、地域ボランティアによる学習活動や体験活動の場を提供します。	子育て支援課 指導課 生涯学習課
47	親子の遊び塾	地域のボランティアグループの協力のもと、子育て中の親と子どもが一緒に楽しみながら交流する体験教室を実施しています。	子育て支援課 子育て支援センター 生涯学習課
48	親学習、リーダー人材育成	親が子どものために学び、子どもを知るための講座を子育てネット等の民間団体との協働で開催を図るとともに、定期的に実施することにより参加者のネットワーク化と自主的な活動を支援します。	子育て支援センター
49	ブックスタート（4か月健診時）	4か月児健診時に絵本をプレゼントし、集団・個別による絵本の紹介や読み聞かせを実施して、幼い頃から本に親しむ環境、親と子の深い絆を育む環境の促進に努めます。	保健センター
50	子どものボランティア活動の促進	見守り隊キッズ Eye ぼらんてぃあ活動やキューピークラブの活動を促進し、子どもたちが簡易な日常的な見守り・声かけ・訪問活動等を通して「ともに生きる」ことの大切さを学ぶと同時に「やさしさを基本」とした、こころを育む環境づくりをめざします。 **【岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画】**	岬町社会福祉協議会

施策3　教育環境等の整備

子どもが基礎的な学力の定着のために、学校・家庭・地域が連携を図り、教育環境の整備や教育相談機能の強化に努め、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
51	地域教育協議会との連携	学校、家庭、地域の総合的な教育力の再構築を図るため、各小学校での放課後学習支援や中学校での土曜学習及び部活動支援を行います。	指導課
52	おおさか元気広場推進事業	各小学校で、放課後に週2～3 回、プリント等での補充学習を実施することにより家庭学習が定着するための支援を行い、学習意欲の向上を図ります。また、学童保育の子どもも参加ができる体制を整えるとともに学生等支援者の確保に努めます。	指導課
53	学校支援地域本部事業	中学校で教育ボランティアによる放課後、週末における学習活動支援及び外部指導者による部活動支援を行い、子どもたちの学びの支援を行います。また、学校安全ボランティアによる小・中学生の登下校の見守り活動を行い、子どもの安全確保の取り組みを進めます。	指導課 生涯学習課
54	学校運営協議会の充実	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する観点から、学校運営協議会を設置し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力を促進するため協議会の充実を図ります。	指導課
55	教員研修の充実	教育センター等の関係機関が開催する研修や実践研修などにより、幼・小・中教員の資質の向上に努めます。	指導課

基本目標4　親と子どもの健康づくりの推進

施策1　子どもや親の健康の確保

子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や各種事業を推進します。

ｉ)安心・安全な妊娠・出産への支援

安心で安全な妊娠・出産に向けて、各種健診・検診や訪問活動等を実施するとともに、正しい知識の普及や相談支援を行います。

No	主な事業	内容	担当課等
56	母子（親子）健康手帳の交付	母子の健康を守り、乳幼児期の健診や予防接種などの成長発達の記録として活用できるよう妊娠届の提出時に、母子（親子）健康手帳を交付します。すくすく応援サポートプランを作成し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のないサービスを提供します。	保健センター
57	妊産婦の健康支援	妊娠前・妊娠中・産後の健康を支援するとともに、妊娠中毒症等、妊娠中の異常や訪問希望のある場合に、家庭訪問を行い相談に対応します。	保健センター
58	プレパパ・プレママ交流会（両親教室）	医療機関で実施する以外の内容を盛り込み、沐浴実習やグループワークを実施、父親も参加しやすい日曜日開催のコースを設けています。	保健センター
59	産前・産後支援の充実	産前・産後支援の充実として、出産前後の母親の健康支援、育児支援を行うため、医療機関などと連携し、妊産婦健診の実施、産前産後のヘルパー派遣、心身に問題を抱える産婦のショートステイやデイサービスなど多様な支援を実施します。	保健センター
60	出産子育て応援交付金支給・伴走型相談支援事業	国の制度を活用し、妊娠届出時と出産届出時に給付金を支給するとともに、面談や情報発信をあわせて行うことで、妊婦・子育て家庭が孤立しないよう切れ目ない支援を行います。	保健センター

ⅱ）子どもの成長発達への支援

すべての子どもの健やかな成長・発達のため、保育指導や相談支援などを充実します。

No	主な事業	内容	担当課等
61	新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査費用を助成することで聴覚障がいの早期発見と早期支援を行います。	保健センター
62	乳幼児健康診査、視覚聴覚精密診査事業	乳幼児期の節目に成長発達を確認し、子育て支援の機会とするため、乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳6か月児、3歳6か月児に定期健診を行います。また、異常の疑いのある場合には精密診査受診票を発行し、専門医療機関を紹介します。	保健センター
63	乳幼児の歯科健診、歯科疾患予防事業、よい歯のコンクール	1歳6か月・2歳・3歳6か月健診時に歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導及び相談と同時にフッ素塗布を実施しています。 3歳6か月児歯科健診受診した親子の中から、親子の良い歯のコンクール対象者を選出し、健康長寿まつりにて表彰し、歯の健康意識の向上に努めています。	保健センター
64	5歳児アンケート健診	各保育所や幼稚園をとおして、5歳児を対象に、円滑な就学に向けて、子どもの様子や保護者の心配事などをアンケートで把握します。 また、必要に応じて子ども・家庭の状況を詳細に把握し、発達の課題だけでなく、養育環境等の課題を把握し、必要な支援につなげます。	保健センター
65	予防接種事業	毎年変更及び追加になる予防接種法に対応して、集団または指定医療機関での個別接種により実施します。	保健センター

ⅲ）子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり

安心して子育てができるよう、情報提供や各種教室の開催、交流の機会の創出に努めます。

No	主な事業	内容	担当課等
66	乳幼児相談	母親の育児不安の解消、乳幼児の発育発達の確認等、子育て支援を目的に、保健センター・子育て支援センター・望海坂集会所において育児相談、乳幼児身体計測、保健指導を行います。	保健センター 子育て支援センター

No	主な事業	内容	担当課等
67	保健室の開放・出張ほのぼのクラブ	保健センターと子育て支援センターが連携して、「ほのぼのクラブ」を開催し、育児相談、保健師による講話・体重・身長計測・保育士による触れ合い・製作遊び・お話指導員による、わらべ唄・絵本の読み聞かせ・栄養相談などを行います。 親子の集いや遊び場として保健センター保健室を開放しています。	保健センター
68	おもちゃライブラリー（子育てネットとの連携事業）	毎週定期的につどいの広場を開催し、子育てネットワーク所有の木のおもちゃで遊び、子育て中の親同士の出会いの場を提供します。	子育て支援センター
69	子育て支援センターとの連携事業	保健センターの保健師が子育て支援センターに出向いての乳幼児相談や若い母親達を対象としたがん啓発教室、食育教室等や望海坂での教室を共催で実施しています。また、保健センターでの乳幼児健診時に保育士による子育て支援センターの紹介や遊びの教室を実施しています。 子育て支援センタースタッフと保健センター、保育所（保育士、看護師）との連携による出張保育で、体操・歌・触れ合い遊び・製作・身体計測・育児相談等を行います。	保健センター 子育て支援センター

施策2　周産期及び小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、町内の医療機関において周産期から小児期全般にわたる医療の充実に努めるとともに、救急医療に関する情報提供や啓発を行います。

No	主な事業	内容	担当課等
70	広域母子医療センターの整備・運営事業	安心安全な出産の確保のため、りんくう総合医療センターに周産期センターを設置、市立貝塚病院には婦人科医療センターを設置し、機能分担して地域住民の円滑な医療保健対策事業を貝塚市以南4市3町の負担金により運営します。	保健センター
71	ヘルスケアプロモーション・かかりつけ医の推進	こんにちは赤ちゃん訪問時に医療マップを持参し、日頃の健康管理のため健診や病気について早めに相談する家庭医として、かかりつけ医を勧めています。	保健センター

No	主な事業	内容	担当課等
72	初期救急医療体制（休日診療所）の整備、運営事業	泉州南部初期急病センターにおいて休日診療実施されており、隣接する二次・三次救急医療＊を担うりんくう総合医療センターへの後送体制や感染症対策機能が整備されています。泉佐野市以南 3 市 3 町の共同運営により初期救急医療体制を確保します。	保健センター
73	二次救急医療体制の整備事業	二次救急については、高石市以南8市4町により、病院輪番制医療機関、小児救急医療機関を確保するとともに、休日夜間二次救急診療体制運営事業分担金の負担により、夜間の救急医療体制を整備し、運営します。	保健センター

みさき健やか親子21（母子保健事業）の目標値

指　標	現状値 （令和6年度見込）	目　標 （令和11年度）
基本目標4　親と子どもの健康づくりの推進		
施策1　子どもや親の健康の確保		
妊婦健康診査の受診率	98.0%	100%
妊娠11週までに妊娠届をする妊婦の割合	98.0%	100%
乳幼児健康診査の受診率	乳児一般：98.0% 乳児後期：60.0% 4か月児：99.0% 1歳6か月児：100% 3歳6か月児：99.0%	乳児一般：100% 乳児後期：100% 4か月児：100% 1歳6か月児：100% 3歳6か月児：100%
乳幼児の歯科健診の受診率	2歳児：98.0% 幼児フッ素塗布：90.0%	2歳児：100% 幼児フッ素塗布：100%
子育て中の喫煙率	乳児の母親：1.5% 同居家族：0%	乳児の母親：なくす 同居家族：0%
予防接種の接種率 （MR：麻しん風しん混合）	BCG：100% 四種混合：100% MR1期：100% MR2期：88.5%	BCG：100% 四種混合：100% MR1期：100% MR2期：100%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	100%	100%
事故防止対策を実施している家庭の割合	81.1%	100%
施策2　周産期及び小児医療の充実		
妊娠・出産に満足している妊婦の割合	99.0%	100%
かかりつけ医師がいる人の割合	3歳児：80.0%	90.0%

第5章　子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第 61 条」では、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

その設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができるよう地理的条件や人口などの状況、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

本町では、児童人口の減少傾向を特に勘案し、町域全体で教育・保育の提供を検討するため、全町1区域と設定します。

2. 児童数の推計

本計画を推進するにあたって、量の見込みの算出の基礎となる計画年度ごとの児童数の推計は次のとおりです。

■年齢区分別児童数の推計

単位：人

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳	50	50	48	46	46
1 歳	45	53	53	51	49
2歳	57	46	54	54	52
3～5 歳	189	199	178	168	165
6～8 歳	224	199	192	199	210
9～11 歳	261	257	253	236	207
合計	826	804	778	754	729

3. 幼児期の学校教育・保育

(1)量の見込みと提供体制の確保について

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等による利用希望を踏まえ、均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

本町では、ニーズ調査の結果とこれまでの実績等を勘案して、次の通り見込みました。基本的に、既存の特定教育・保育施設の対応で充足を見込みます。

認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

【1号】3～5歳で、教育のみを必要とする子ども(保護者が働いていない等)

【2号】3～5歳で、保育を必要とする子ども(保護者が働いている等)

【3号】0～2歳で、保育を必要とする子ども(保護者が働いている等)

量の見込みと供給体制

(単位:人)

	令和7年度					
	1号	2号	3号			合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り				
①量の見込み(必要利用定員総数)	72	114	23	25	31	265
②確保の内容(特定教育・保育施設)	170	160	21	30	35	416

	令和8年度					
	1号	2号	3号			合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り				
①量の見込み(必要利用定員総数)	75	121	23	30	25	274
②確保の内容(特定教育・保育施設)	155	140	21	30	35	381

	令和9年度					
	1号	2号	3号			合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り				
①量の見込み（必要利用定員総数）	66	110	22	30	29	257
②確保の内容（特定教育・保育施設）	155	140	21	30	35	381

	令和10年度					
	1号	2号	3号			合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り				
①量の見込み（必要利用定員総数）	61	105	21	29	29	245
②確保の内容（特定教育・保育施設）	155	140	21	30	35	381

	令和11年度					
	1号	2号	3号			合計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り				
①量の見込み（必要利用定員総数）	59	104	21	28	28	240
②確保の内容（特定教育・保育施設）	155	140	21	30	35	381

※「特定教育・保育施設」：子ども・子育て支援法による施設型給付を行うために市町村が「確認」を行った幼稚園、認可保育所、認定こども園を言う。

（2）教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園、保育所（園）等においては、小学校との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

（3）質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取り組み

幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であることから、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点で取り組みを行う必要があります。

そのために、幼稚園教諭、保育士等に対する研修を充実して資質の向上を図ります。府で実施している幼児教育アドバイザーの活用も、必要に応じて実施します。

幼稚園、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の実施を行うよう、適切な指導・監督、評価を実施します。

また幼稚園等の教育施設等による自己評価、関係者評価、第三者評価等に対する支援を行い、教育の質の向上に努めます。

（4）幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続に向けた取り組み

少子化や核家族化をはじめとする家庭環境の変化により家庭の教育力の低下が言われて久しいですが、加えて地域における人間関係も希薄化して地域の教育力も低下していると言われています。これらを背景に、小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どもの増加により、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど「小1プロブレム」と言われる問題が教育現場では課題になっています。

本町では、遊び交流や給食交流、相互参観等の実施に加えて、岬町人権教育研究協議会において、保幼小連携した研修を行っています。また、幼稚園児と保育所児が交流する機会も積極的に設けています。しかしながら、教職員の業務が増加する中、連携のための時間の確保が課題となっています。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のためには、各施設同士の連携に加えて、設置者や所管部署が異なる施設が連携しやすいように環境を整備することが重要であるため、保幼小の連絡協議会の設置、合同研修の開催、人事交流ならびに保幼小の連携を一体的に行うために所管部署の統合も視野に入れて取り組みを進めます。

さらに、各施設における連携の取り組みを効果的に行うために保幼小接続カリキュラムの開発や連携に当たっての配慮事項等、各施設が連携する上で参考となる資料の作成を行います。

保護者に向けては、保護者も安心して子どもの入学を迎えることができるよう、小学校における学習や生活について情報提供するなど、保護者に対する支援を行います。

発達障害を含む全ての障がいのある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続にあたっては、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携して支援します。

4. 地域子ども・子育て支援事業

（1）事業の概要

本計画における地域子ども・子育て支援事業等は、子ども・子育て支援法第59条及び児童福祉法第21条の9に定められている事業で、概要は次のとおりです。

■子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業

事業名	概要
1　利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所（園）等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、主にこども家庭センターが中心となって情報提供や支援プランの策定等を行う「こども家庭センター型」の3つ。
2　地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。（子育て支援講座やにこにこ広場など）
3　妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4　乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
5　養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。

事業名	概要
6　子育て短期支援事業 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ、ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業）。
7　子育て援助活動支援事業 （ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業での送迎等）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
8　一時預かり事業 （幼稚園預かり保育・保育所等一時保育）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や保護者の子育て負担の軽減が必要な場合について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
9　延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
10　病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
11　放課後児童健全育成事業 （学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12　実費徴収に係る補足給付を行う事業 （世帯の状況により園行事費等を助成）	生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （民間事業者の参入等促進する事業）	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置又は運営を促進するための事業。

事業名	概要
14　妊婦等包括相談支援事業【新規】	主に妊婦・その配偶者等に対し、面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業。また、個人給付と一体的に実施する。
15　産後ケア事業【新規】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
16※　乳児等通園支援事業【新規】（こども誰でも通園制度）	満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する事業。令和8年度から全国的に実施される予定です。

※乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は、新たな給付制度に基づく事業になります。

■児童福祉法における子育て支援事業

事業名	概要
1　子育て世帯訪問支援事業【新規】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
2　児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える課題に応じた支援を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業。
3　親子関係形成支援事業【新規】	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業。

（2）量の見込みと提供体制の確保について

①利用者支援事業

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員を配置して情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

本町では、子育て支援課において、子ども・子育て支援事業にかかる情報を集約し、必要に応じて情報提供ならびに関係機関との連絡調整と地域連携を行います。相談・ニーズに応じて情報提供を行う利用者支援は、子育て支援センターにおいても実施します。また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援を実施しています。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数／か所）		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②確保の内容	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て相談機関	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※基本型：情報収集と提供に加えて関係機関との連絡調整、地域連携を行う。
※地域子育て相談機関：情報収集と提供・相談及び助言に加えて関係機関との連絡調整、地域連携を行う。
※こども家庭センター型：妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援。

②地域子育て支援拠点事業

本町では、岬町子育て支援センターを1か所開設しています。子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。今後は利用者支援事業を組み合わせて、機能強化を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用／人日）	483人日	474人日	493人日	480人日	467人日
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③妊婦健康診査

妊婦の安心・安全な分娩・出産と経済的負担の軽減を図るために、公費負担の受診券を交付し、指定医療機関（大阪府内の医療機関）で受ける健診費用の助成を行っています。また、里帰りなどで大阪府外の医療機関で受診された方に対しても、限度額の範囲で健診費用の一部を助成する制度を設けています。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間利用人数／人）	50人	48人	46人	46人	46人
②確保方策	50人	48人	46人	46人	46人

④乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の名称で新生児訪問を拡充し、4 か月までの乳児の全家庭に対して、新生児記録票等から対象把握を行い、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。おおむね生後2か月までに、保健師又は助産師・看護師・民生委員児童委員等が家庭訪問し体重測定や育児に関する相談に応じています。

ほぼ 100％家庭訪問し、必要に応じた助言等を実施しています。また、里帰り分娩等で町内にいない場合は、在宅市町へ訪問を依頼し、母子の状況を確認しています。

対象者から訪問拒否を受けた場合は、子育て支援課や保育所、子育て支援センター、医療機関等の関係機関と連携し、状況確認を行う必要があります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間対応人数／人）	50人	50人	48人	46人	46人
②確保方策	50人	50人	48人	46人	46人

⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者に対して育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、さまざまな経路を通じて、支援を必要としている家庭を早期に把握して適切な支援を行う必要があります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間対応人数／人）	47人	48人	45人	44人	43人
②確保方策	47人	48人	45人	44人	43人

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業としては、子どもを守る地域ネットワーク事業として、地域における児童虐待等の防止及び早期発見と対応のために、関係機関等と情報を共有し適切な連携を図ることにより、すべての児童が健やかに心豊かに暮らすことができることを目的として、岬町要保護児童対策地域協議会（愛称：みさき要保護ネット）を設置しています。

みさき要保護ネットは子育て支援課が事務局となり、「代表者会議」「実務者会議」「ケース検討会議」を置き、教育委員会と連携して緊急時の会議の招集や情報収集にあたるとともに、参加機関が連携して虐待防止等のために対応します。

みさき要保護ネットの機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性向上にむけた研修や、ネットワーク関係機関の連携を強化するため、ケース記録や進行管理台帳の整備等に対する支援を行います。

⑥一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者のリフレッシュなどを目的に保育所や地域子育て支援拠点などで日中子どもを預かる事業です。

本町では、子育て支援センターにおいて実施しています。対象は 1 歳児から就学前児童で、子育て支援課で利用登録を行ったのち、子育て支援センターに申し込んでいただきます。行政が設置する委員会、審議会等への出席のために利用する場合は、子育て世代の参画を促進する観点から利用料の減免措置を実施しています。

一般型一時預かりの概要

■定　　員　1日あたりおおむね4名

■利用時間　(月～金)9時～17 時

■利用料金　1 歳～3歳未満　2,000 円(1 日)・1,000 円(半日)

　　3 歳～就学前　1,400 円(1 日)・700 円(半日)

また、子育て支援センターの一時預かり事業(一般型)に加えて、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が幼稚園型として一時預かり事業となります。町内の3幼稚園すべてで預かり保育を実施しています。

■幼稚園型一時預かりの概要

【淡輪幼稚園】 月曜日～金曜日　17時 30 分まで

　　春・夏・冬休み期間中は、8 時 30 分～17時 30 分まで

【海星幼稚園】 月曜日～金曜日　17 時 30 分まで

　　春・夏休み期間中は、8 時 30 分～17時 30 分まで

【教円幼稚園】 月曜日～金曜日　17 時 30 分まで

　　夏休み期間中は、8時～17 時まで

《量の見込みと確保方策》

①一般型一時預かり(未就園児対象)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		159人日	113人日	104人日	99人日	97人日
② 確保 の内容	延べ人数	159人日	113人日	104人日	99人日	97人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和8年度以降、乳児等通園支援事業の利用が見込まれるため、量の見込みが減少しています。

②幼稚園型一時預かり

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		1,849 人日	1,744 人日	1,532 人日	1,419 人日	1,367 人日
② 確保 の内容	延べ人数	1,849 人日	1,744 人日	1,532 人日	1,419 人日	1,367 人日
	施設数	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※令和7年度の教円幼稚園の閉園に伴い、令和 8 年度以降の量の見込みが減少しています。

⑦子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

本町では、町外の児童養護施設と契約しています。夜間養護等については実績がないため、量の見込みはありませんが、必要な人については随時利用可能です。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所生活援助（ショートステイ）						
	量の見込み（年間延利用／人日）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
夜間養護等（トワイライトステイ）						
	量の見込み（年間延利用／人日）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※短期入所生活援助（ショートステイ）：7日以内（宿泊可）
※夜間養護等（トワイライトステイ）：平日夜間または休日（宿泊可）

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を依頼したい人と援助を行いたい人との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。

具体的な援助活動としては、保育所への送迎や放課後の預かり、冠婚葬祭や買物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

本町では、直営で事業を行っています。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間対応人数／人）	141人	146人	145人	145人	145人
②確保方策	141人	146人	145人	145人	145人

⑨延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育する事業です。

本町では、平日・土曜日とも基本利用時間8時 30 分～15 時 30 分を 7 時～19 時に保育時間を延長しています。11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8 時間利用を標準とする「保育短時間」があり、それぞれの基本利用時間を超える時間について延長保育が適用されます。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間対応人数／人）		89 人	91人	88人	84人	83人
②確保の内容	人数	89 人	91人	88人	84人	83人
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑩病児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

本町では、町内の3保育所にて体調不良型を実施しています。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用／人日）		503人日	490人日	474人日	459人日	444人日
②確保の内容	延べ人数	503人日	490人日	474人日	459人日	444人日
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全育成を図っています。

本町では、2か所（淡輪学童・深日学童）で実施しており、6年生まで利用可能です。

■定　員　淡輪学童 90 人（2 か所相当）、深日学童（多奈川学童含む）30 人

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間利用人数／人）		203 人	191 人	186 人	182 人	174 人
	1年生	71 人	66 人	65 人	63 人	61 人
	2年生	61 人	58 人	56 人	55 人	53 人
	3年生	41 人	38 人	37 人	36 人	35 人
	4年生	19 人	18 人	18 人	17 人	17 人
	5年生	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
	6年生	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②確保の内容	人数	503人日	490人日	474人日	459人日	444人日
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

学童保育における取り組み

取り組み	事業の概要
保育内容の充実	年間カリキュラム、長期休暇等におけるカリキュラムの作成、実施をはじめ、社会体験プログラムの導入など、内容の充実に努めます。
地域との連携やボランティアとの協働の推進	地域のボランティアやNPO等との協働で、伝承遊び等事業（昔遊び等）を行います。
指導員の職員研修の充実	指導力の向上、地域との連携、カリキュラムの作成等など、指導員として必要な研修を実施し、指導員の資質の向上に努めます。
放課後子ども教室との連携	すべての子どもを対象に学習支援や体験活動を行う放課後子ども教室と連携して、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料は国が定める公定価格をもとに市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。施設によって実費徴収などの上乗せ徴収が行われる場合に、上乗せ部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業

国では、新制度の円滑な実施のためには多様な事業所の能力を活用して保育所、小規模保育などの設置を促進していく方針です。新規に事業を開始しようとする事業所に対して、実地支援、相談・助言等を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討します。

⑭妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期からアンケートや面談による情報収集や相談等の、伴走型相談支援を行う事業として、新たに創設された事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせて効果的に実施することが求められています。

本町においても妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延人数／人日）	140 人日	143 人日	136 人日	131 人日	128 人日
②確保方策	140 人日	143 人日	136 人日	131 人日	128 人日

⑮乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育園等を提供する事業です。

国の方針に基づき、本町においても実施に向けて体制を整備します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間利用人数／人）	-	4人	4人	4人	4人
②確保方策	-	4人	4人	4人	4人

⑯産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

育児支援を特に必要とする産後1年未満の母子を対象に、「宿泊サービス」と「デイサービス」等により、母体・乳児のケア及び今後の育児に資する指導等を行います。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延人数／人日）	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日
②確保方策	3人日	5人日	7人日	10人日	15人日

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。

既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

⑲親子関係形成事業【新規】

新たに創設された事業で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

今後の実施を検討します。